

総

論



市の花 かたくり



市の木 松



市の鳥 おしどり

# 1 教育をめぐる社会情勢

## (1) 急速な技術革新、情報化の進展

近年のコンピュータと通信技術の発達で情報社会（Society ソサエティ 4.0）が進展し、今後は超スマート社会といわれる Society5.0※1の到来が予想されています。Society5.0 では、人工知能（AI）、IoT※2、ロボティクス※3 等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、そこで創出されるであろう新たなサービスやビジネスによって、私たちの生活がより便利で快適になっていくと言われています。しかし、その一方で、AI 等により多くの仕事が代替され、大量の失業者が生まれるという悲観的予測もあります。



また、技術革新に伴い、教育分野においても、新たなデジタル技術を活用し教育環境をより効果的・効率的に革新していこうとする取組※4も推進されています。

このような Society5.0 という劇的な変化が示唆される社会に向け、技術革新や価値創造の源となる飛躍知を発見・創造する人材等が求められており、そのために必要な力（科学的に思考・吟味し活用する力等）を育成していくことが必要となっています。

## (2) グローバル化の進展

情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化し、経済や文化等の様々な分野で各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている、いわゆる、グローバル

※1 Society5.0…サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）。（内閣府 HP より）

※2 IOT(internet of things)…これまでインターネットに接続されていなかった様々なモノがネットワークを通じてサーバーやクラウドと接続して相互に情報交換をする仕組み。

※3 ロボティクス…ロボットの設計・製作・制御を行うロボット工学のこと。

※4 AI や動画、オンライン会話等のデジタル技術を活用した革新的な教育技法である EdTech（エドテック）が世界の教育現場に変革をもたらしています。その流れを受け、経済産業省では「未来の教室」ビジョンとして、様々な個性の子ども達が未来を創る当事者になるための教育環境づくりを提言しています。

化が年々進展しています。グローバル化には、他国の産業や文化を自国の発展に活用することができることや温暖化等の地球規模での問題を世界共通の課題として取組を推進することができるなどのメリットがある反面、他国の災害や感染症の発生が自国の経済にも打撃を与えたり、多種多様な文化等をもつ人々が価値観等の違いにより摩擦を生み出したりしてしまうなどのようなデメリットも懸念されています。

しかしながらグローバル化は今後より一層進むことが予想され、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができる人材の育成や多文化共生に向けた教育の推進が求められています。そのために語学力やコミュニケーション能力の向上を図ることや自国の伝統・文化や異文化への理解を深めることなどが必要となっています。

### (3) 地球規模の問題の発生

地球温暖化や気候変動等の環境問題、資源の枯渇、途上国における人口増加、紛争やテロ、貧困問題など国境を越える様々な問題が深刻化しています。

そして、令和 2 (2020) 年には新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威を振るうといった新たな危機に見舞われました。これらの問題は一つの国では対応できない地球規模の問題であり、国際社会全体として協力して取り組むことが求められています。そうした中で、平成 27 (2015) 年 9 月に国際連合で「我々の世界を変革す



出典：国連HP

る：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標 (SDGs)」が国際社会の達成すべき 17 の目標として示されました。

これを受け、日本でもこの目標に関わり、企業や地方公共団体、学校等で様々な取組が行われ始めています。今後も国際社会、政府、企業、学術機関、市民社会、そして子どもも大人も含めた全ての人が、これらの課題を自分事として捉えて、それぞれの立場から目標達成のために主体的に行動することが求められています。

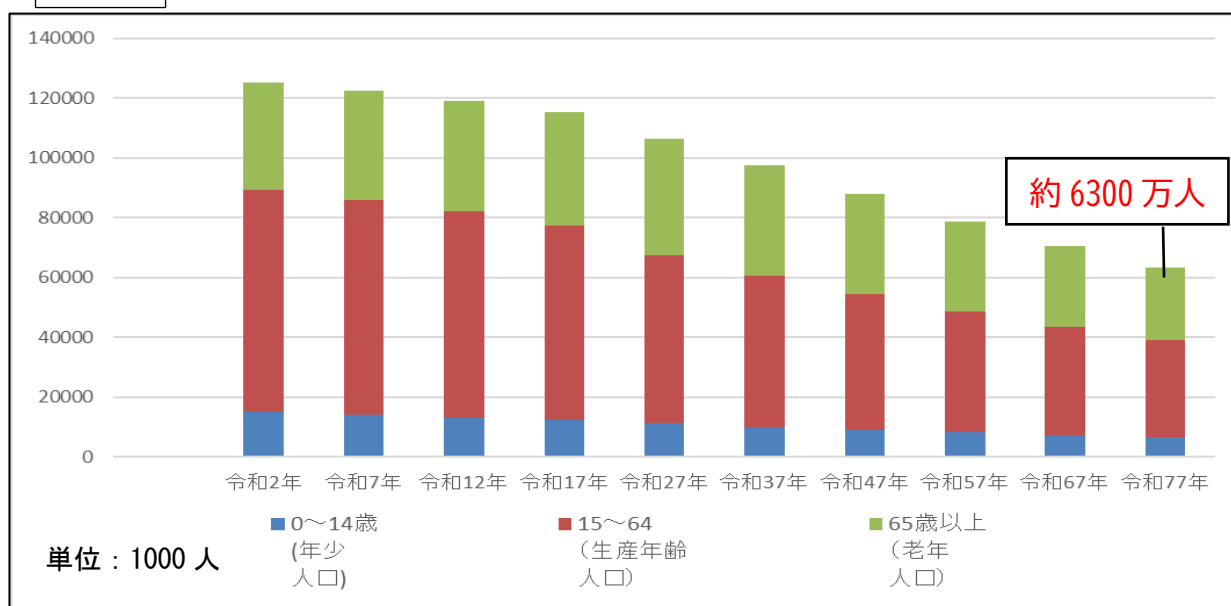
### (4) 人口構造の変化

日本の人口減少と少子高齢化の問題は、OECD諸国の中でも最も深刻であり、世界のどの国も経験したことのないような速度で進行していると言われています。平成 20 (2008) 年の 1 億 2808 万人でピークを迎えた日本の人口は、令和 32 (2050) 年頃には 1 億人を割り込み、令和 77 (2095) 年には約 6300 万人まで減少すると推計されていま

す。また、人口構成も生産年齢である 15～64 歳が減少し、年少人口が約 1 割、老年人口が約 4 割となり、少子高齢化が一層進むとされています。[資料 1]

このような急激な変化により、生産年齢人口の減少や税収の減少、社会保障費のなど増大が懸念されるとともに、今を生きる私たちやこれからを担う子どもたちには持続可能で活力ある社会を創っていくことの必要性が強く求められています。

資料 1 【日本の将来人口の推移と人口構成】



出典：「日本の統計 2020」総務省から作成

## (5) 経済や産業、働き方等の変化

リーマンショック（2008）で深刻な景気後退に陥った世界経済は、その後、緩やかに回復傾向を示してきました。しかし、令和元（2019）年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、大恐慌以来最悪の経済危機（コロナショック）が発生しています。コロナショックは人と人との接触制限に起因して、世界的に人・物の動きや経済活動が制限される中で、世界経済は歴史的な低迷に陥り、これに伴い雇用・所得環境も急速に悪化し、経済の落込みの負の連鎖に繋がっています。

新型コロナウイルス感染症の発生は、これまで進めてきた経済・社会のデジタル化の重要性を明らかにし、デジタル化を急速に加速させるとともに、テレワークなどの働き方についても多様化をもたらしました。このことに加え、日本は諸外国に先行して高齢化が進み、2050 年頃には 100 歳以上の高齢者が 50 万人を超えるという推計が出されるほどの超高齢化社会を迎え、労働市場をとりまく環境も大きく変化していきます。また、雇用形態についても、非正規雇用者の増加、フリーランス形態で業務を行う人の増加等が見られています。

今後の社会の変化に対して正確な予測を立てることが困難とされる中で、子どもたちが不透明な時代をしっかりと生き抜き、社会的・職業的自立を実現していくためには、

自分の生き方や働き方について考えを深め、主体的に社会に参画することができるよう、体系的・系統的なキャリア教育等の推進を図っていくことが求められています。

## (6) 家族形態、地域社会の変容と子育ての課題

日本では三世帯世帯が減少し「夫婦と子」「夫婦のみ」「ひとり親と子」等の核家族化が進むとともに、世帯員が一人だけの「単独世帯」が増加し、その傾向はより高まることが予想されています。また、こうした家族形態の変容は、価値観やライフスタイルの多様化とともに、地域の人間関係の希薄化、都市部への人口集中と周辺地域の過疎化をもたらし、地域社会にも大きな変化を生じさせています。また、その結果として地域や家庭の教育力の低下が生じ、子どもの健全育成への影響が懸念されています。こうした家族形態、地域社会の変容の中で、子育てに関する課題が顕著化しています。例えば、共働き家庭の増加や就業形態の変化などによる子育て支援ニーズの増大や仕事と子育ての両立の困難さ、子育ての不安感・負担感の増大、安全な子どもの居場所の減少、児童虐待の増加、引きこもり状態の長期化などが挙げられます。

こうした子育てに関する課題への対応の一つとして、子育てしやすい環境の確保等、多様なニーズに合わせた幼児教育・保育の充実を図ることが求められています。

## (7) 教育の機会均等に係る課題

経済的な理由による教育格差、児童虐待、不登校など、子どもたちの教育の機会均等に係る課題が、近年、顕著化しています。例えば、所得の低い家庭では、学力向上を目的とした塾などの教育費用を捻出することは容易ではなく、結果として子どもの学力差にも影響を与える、自分が望む教育を受けたいと願っても親の所得が影響し、授業料が払えず高校を中途退学する、あるいは大学進学を断念するといったケースが指摘されています。厚生労働省の調査によれば、日本の子どもの貧困率（平成 28（2016）年度）は 13.9%、中でもひとり親家庭の貧困率は 50.8%を示しており、これは先進国の中でも高い水準となっています。

児童虐待については平成 30(2018)年度の児童相談所が対応した相談件数は約 160,000 件に上り、大変深刻な状況となっています。また、虐待による死亡事例も年間 50 件を超え、これは 1 週間に 1 人の子どもが命を落としていることを示し、大変憂慮される事態となっています。こうした状況を鑑み、令和元（2019）年 6 月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰が許されないものであることが法定化され、令和 2（2020）年 4 月 1 日から施行されています。

また、不登校については、その数がここ数年全国的に増加傾向にあります。令和元（2020）年度には小学生で約 5 万人、中学生で約 13 万人が不登校になっており、児童生徒指導上の喫緊の課題となっています。

教育基本法第 4 条では「教育の機会均等」を規定しています。子どもの置かれた現状に対する課題に対応し、全ての子どもの学ぶ機会を保障するための対策や取組の推進が求められています。

## (8) 人生 100 年時代の到来と生涯スポーツ社会、生涯学習社会の実現

日本はこれまでにない超長寿社会となり、人生 100 年時代を迎えようとしています。健康で活力に満ちた長寿社会の実現にはスポーツが不可欠であり、国では国民の誰もがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指しています。※1

また、100 年という長い期間をより充実したものにするためには、幼児教育・保育から小・中・高等学校教育、大学教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習が非常に重要です。一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組の推進が必要となっています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の発生以降、スポーツをする機会や公民館等で学ぶ機会に制限がかかり、思うように活動をする事ができなくなっています。感染症対策の徹底、オンラインの活用等を踏まえたスポーツや生涯学習を止めない方法について検討し、取組を進めていくことが求められています。

## (9) 文化芸術資源（文化芸術活動、文化財等）の保存と活用

日本には諸外国を魅了する有形・無形の文化財が存在するとともに、地域に根付いた祭りや伝統芸能、伝統工芸などをはじめとする様々な文化芸術活動が全国各地で行われています。この日本の文化芸術資源は世界に誇るべきものであり、これを確実に継承するとともに、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等幅広い分野との関連性とその波及効果を意識した文化芸術振興施策を展開することがより一層求められています。

そのような中で、過疎化や少子高齢化の進展に伴う地域文化の後継者不足が顕著化したり、災害による文化財への被害が発生したりするなど、貴重な文化芸術、文化財の継承が課題となっています。地域の歴史とそこに住む人々の文化的活動により生まれ育まれてきた様々な文化芸術や文化財を保存し活用するとともに後世に継承していくことは、人々の誇りやアイデンティティの形成、地域の活性化やつながり、世代間交流等に寄与し、「人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なもの」※2 です。今後も、文化芸術、文化財を保存し活用する取組をより一層推進していくことが求められています。

## (10) 学校や教職員の役割の拡大による負担の増加

家庭や地域社会の変容やグローバル化、情報化の進展等による社会の急激な変化に伴い、学校や教職員の役割は益々拡大しています。例えば、通常の授業や部活動指導、学校行事、事務的業務に加え、多様化・複雑化する児童・生徒指導に係る問題や保護者対

※1 スポーツ基本法前文では「スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠」と規定しています。また、スポーツ庁は「Sport in Life プロジェクト」として生涯スポーツ社会の実現を目指しています。

※2 文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成 23（2011）年 2 月 8 日閣議決定）に、「文化芸術振興の意義」として国民全体の社会的財産であるとともに心豊かな生活にとって不可欠なものとして示されています。

応の増加、一人一台端末の活用や小学校英語の教科化等の新しい教育への対応、子どもたちの安全確保に関する取組の増加、外部への説明責任の増大など、非常に多くの職務を果たさなければならない状況が起きています。

その結果として教職員の業務量と勤務時間が増加し、厳しい勤務実態が明らかになっています。平成 28（2018）年度の教員勤務実態調査（文部科学省）では、前回の平成 18（2006）年度調査に比べ、小学校、中学校共に学内勤務時間が平日及び土日ともに増加しています。[資料 2]

こうした現状を受け、学校における働き方改革を推進する必要性が叫ばれ、国や地方公共団体、学校で様々な取組がなされています。「教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」※2 を目指した取組が今後より一層求められています。

資料 2

【教員の一日当たりの学内勤務時間】

時間：分

| 平日     | 小学校   |       |       | 中学校   |       |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        | 28 年度 | 18 年度 | 増減    | 28 年度 | 18 年度 | 増減    |
| 校長     | 10:37 | 10:11 | +0:26 | 10:37 | 10:19 | +0:18 |
| 副校長・教頭 | 12:12 | 11:23 | +0:49 | 12:06 | 11:45 | +0:21 |
| 教諭     | 11:15 | 10:32 | +0:43 | 11:32 | 11:00 | +0:32 |
| 講師     | 10:54 | 10:29 | +0:25 | 11:16 | 11:04 | +0:12 |
| 養護教諭   | 10:07 | 9:38  | +0:29 | 10:18 | 10:01 | +0:17 |

| 土日     | 小学校   |       |       | 中学校   |       |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        | 28 年度 | 18 年度 | 増減    | 28 年度 | 18 年度 | 増減    |
| 校長     | 1:29  | 0:42  | +0:47 | 1:59  | 0:54  | +1:05 |
| 副校長・教頭 | 1:49  | 1:05  | +0:44 | 2:06  | 1:12  | +0:54 |
| 教諭     | 1:07  | 0:18  | +0:49 | 3:22  | 1:33  | +1:49 |
| 講師     | 0:57  | 0:17  | +0:40 | 3:10  | 1:25  | +1:45 |
| 養護教諭   | 0:46  | 0:07  | +0:39 | 1:10  | 0:19  | +0:51 |

出典：「教員勤務実態調査（平成 28 年度）の分析結果及び確定値の公表について（概要）」文部科学省

## 2 国・県教育制度等の動向

### （1）国・県教育振興基本計画について

#### ア 国の第 3 期教育振興基本計画（2018～2022）の策定

平成 30（2018）年 6 月に第 3 期教育振興基本計画が閣議決定され、社会の現状や将来の変化等を踏まえ今後の国の教育政策の重点事項や基本方針などが示されました。

【教育政策の重点事項】

個人の目指すべき姿

自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成

※2「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」平成 31（2019）年 3 月文部科学省より引用。

### 社会の目指すべき姿

一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展

### 教育政策の中心に据えて取り組むこと

生涯にわたる一人一人の『可能性』と『チャンス』の最大化

#### 〔基本方針〕

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する。
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する。
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える。
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティーネットを構築する。
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

## イ 栃木県教育振興基本計画 2025 とちぎ教育ビジョン（2021～2025）の策定

令和 2（2020）年 11 月に栃木県教育振興基本計画 2025 が策定され、基本理念とそれを具現化するための 6 つの基本目標や基本施策等が示されました。

#### 〔基本理念〕

とちぎに愛情と誇りをもち 未来を描き ともに切り拓くことのできる 心豊かでたくましい人を育てます

#### 〔基本目標〕

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| I 学びの場における安全を確保する  | II 一人一人を大切にし、可能性を伸ばす |
| III 未来を切り拓く力の基礎を育む | IV 自分の未来を創る力を育む      |
| V 豊かな学びを通して夢や志を育む  | VI 教育の基盤を整える         |

## （2）学習指導要領等の改訂について

### ア 学習指導要領の改訂

平成 27（2015）年 3 月には小・中学校学習指導要領の一部改訂がなされ、深刻化するいじめ問題を背景に、道徳が「特別の教科」となり、小学校は平成 30（2018）年度、中学校は令和元（2019）年度から全面实施されました。また、平成 29（2017）年の小・中学校学習指導要領の改訂では、小学校での英語の教科化、プログラミング教育などが盛り込まれ、児童生徒がこれからの新しい時代を生き抜くために必要な資質・能力を確実に育成することが求められました。そして、そのための「社会に開かれた教育課程」の実現、「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善、「カリキュラム・マネジメント」の確立等の必要性が示されました。学習指導要領は小学校では令和 2（2020）年度から、中学校は令和 3（2021）年度から全面实施されています。

### イ 「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂

平成 29（2017）年に「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂がなされ、生涯にわたる生きる力の基礎が一人一人の幼児に育まれるよう、施設類型を問わず資質・能力の基礎を一体的に育むことが明示されました。人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の質の保障が求められています。

### (3) 新しい時代に必要な資質・能力について

これからの新しい時代に必要とされる資質・能力の具体例については、国や栃木県等から次の例のような様々な提案がなされています。これらの資質・能力を育成するために、学習指導要領の着実な実施等が重要であるとされています。

#### 例1：第3期教育振興基本計画（2018-2022）

- 予測不能な状況の中で問題の核心を把握し、自ら問いを立ててその解決を目指し、多様な人々と協働しながら、様々な資源を組み合わせることで解決に導いていく力。
- 溢れる情報の中から必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使いこなすことができるようにするための基本的な情報活用能力 など

#### 例2：栃木県教育振興基本計画 2025

- 自分の目指す未来を自ら描く力
- 描いた未来を実現するために必要な力  
（例：問題の本質を把握し自ら問いを立てる力、解決の見通しを立てる力、膨大な情報の中から必要な情報を選び収集する力、収集した情報を整理・分析する力、答えが一つに定まらない問題にも自ら解を見いだしていく力など）
- 多様な他者と協働して新しい価値観や行動を生み出すために必要な力として、自他の価値観や考え方を尊重し合う態度、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、自らの課題を乗り越えつつ他者と協働して物事を成し遂げる力 など

例3：「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）令和3年1月中央教育審議会

#### 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 文章の意味を正確に理解する読解力
- 教科等固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力
- 対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力など
- 豊かな情操、規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越えものごとを成し遂げる力、公共の精神、体力の向上、健康の確保など
- 自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなど、地域や地球規模の諸課題について、子供一人一人が自らの課題として考え、持続可能な社会づくりにつなげていく力
- Well-being（児童生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働きと潜在能力）を実現していくために自ら主体的に目標を設定し、振り返りながら、責任ある行動がとれる力

### 3 佐野市の教育に関する状況

#### (1) 義務教育

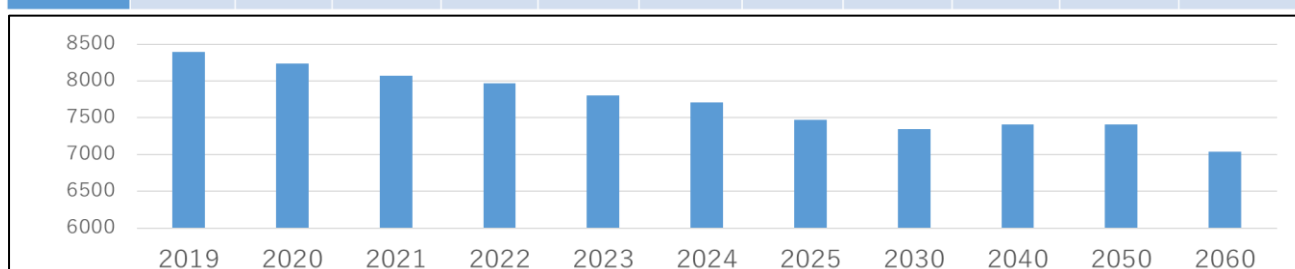
◇グラフや表の小○年、中○年等の表記には義務教育学校前期課程・後期課程の児童生徒も含まれます。

#### ア 市内の児童生徒数の推移

資料1 【市内の児童生徒数の推移予測】

「佐野市人口ビジョン」から算出

|       | 2019<br>令和元年 | 2020<br>令和2年 | 2021<br>令和3年 | 2022<br>令和4年 | 2023<br>令和5年 | 2024<br>令和6年 | 2025<br>令和7年 | 2030<br>令和12年 | 2040<br>令和22年 | 2050<br>令和32年 | 2060<br>令和42年 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 児童生徒数 | 8391         | 8235         | 8074         | 7966         | 7801         | 7711         | 7474         | 7349          | 7407          | 7410          | 7040          |



本市における児童数のピークは昭和 56(1981)年の 12,160 人、生徒数は昭和 61(1986)年の 6,269 人であり、当時は約 1 万 8 千人近い児童生徒が在籍していました。しかしながら、令和元（2020）年での児童生徒数は 8,391 人を示し、ピーク時から約 1 万人近く減少しています。これからも減少傾向は続き 10 年間で約 1,000 人減少する予測を示し、本市の大きな課題となっています。[資料 1]

#### イ 本市教育行政の特徴としての小中一貫教育と 2 学期制の導入

##### ①小中一貫教育

本市では小学校と中学校が学習指導や生徒指導において互いに協力し情報を共有して義務教育の目的を達成するために、平成 24（2012）年度から小中一貫教育を推進してきました。近年では、中学校区ごとに目標、目指す児童生徒像等のグランドデザインが設定され、教育活動が展開されています。その中で、平成 28（2016）年に学校教育法が改正され、一人の校長の下で一つの教職員組織が 9 年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する義務教育学校の制度が創設され、その制度に則った本市初となる義務教育学校が令和 2（2020）年にあそ野学園義務教育学校として開校し、令和 5（2023）年には 2 校目となる葛生義務教育学校が開校します。今後も児童生徒の健全育成に資する小中一貫教育を推進していきます。

##### ②2 学期制

平成 14（2002）年度の完全学校週 5 日制の導入とともに、学校運営等の見直しが全国的に行われる中、本市では平成 17（2005）年度から 2 学期制を導入しました。導入の目

的は、教職員が児童生徒に関わる時間の確保と連続した学習による学習活動の一層の充実を図ることです。平成 17（2005）年度末に教職員及び保護者へのアンケート調査、平成 22 年度に教職員へのアンケート調査を実施し、2 学期制について検証し、行事や家庭訪問の時期、学習状況の伝達方法等を見直し改善を図り今日に至っています。今後も 2 学期制について検証しながら 2 学期制の良さを生かした特色ある教育課程の編成に努めます。

## ウ 児童生徒の「確かな学力」に係る状況

### ①全国学力・学習状況調査、とちぎっ子学習状況調査の結果について

資料 2 [全国学力・学習状況調査の本市と全国の平均正答率の比較]

資料 3 [とちぎっ子学習状況調査の本市と栃木県の平均正答率の比較]

| 小学校6年                       | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和3年度 | 小学校4年   | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和3年度 |
|-----------------------------|--------|-------|-------|---------|--------|-------|-------|
| 国語 A 問題                     | 同程度    | 同程度   | 同程度   | 国語      | 同程度    | 同程度   | 同程度   |
| B 問題                        | 同程度    |       |       | 算数      | 同程度    | 同程度   | 同程度   |
| 算数 A 問題                     | 同程度    | 同程度   | 同程度   | 理科      | 同程度    | 同程度   | 同程度   |
| B 問題                        | 同程度    |       |       | 小学校 5 年 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和3年度 |
| 理科                          | 同程度    |       |       | 国語      | 同程度    | 同程度   | 同程度   |
| 中学校 3 年                     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和3年度 | 算数      | 同程度    | 同程度   | 同程度   |
| 国語 A 問題                     | 同程度    | 同程度   | 同程度   | 理科      | 同程度    | 同程度   | 同程度   |
| B 問題                        | やや下回る  |       |       | 中学校2年   | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和3年度 |
| 数学 A 問題                     | やや下回る  | 同程度   | 同程度   | 国語      | 同程度    | やや下回る | やや下回る |
| B 問題                        | やや下回る  |       |       | 数学      | 同程度    | やや下回る | やや下回る |
| 理科                          | やや下回る  |       |       | 理科      | やや下回る  | やや下回る | 下回る   |
| 英語                          |        | 同程度   |       | 社会科     | 同程度    | 下回る   | 下回る   |
| ※令和元年度から A B 問題の区別がなくなりました。 |        |       |       | 英語      | やや下回る  | やや下回る | やや下回る |

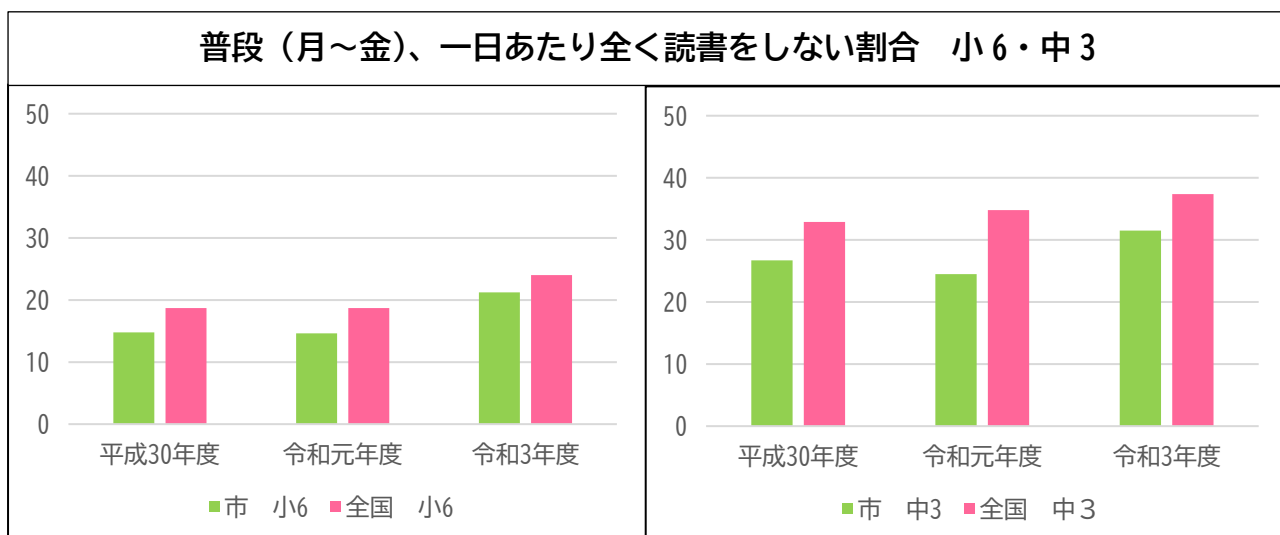
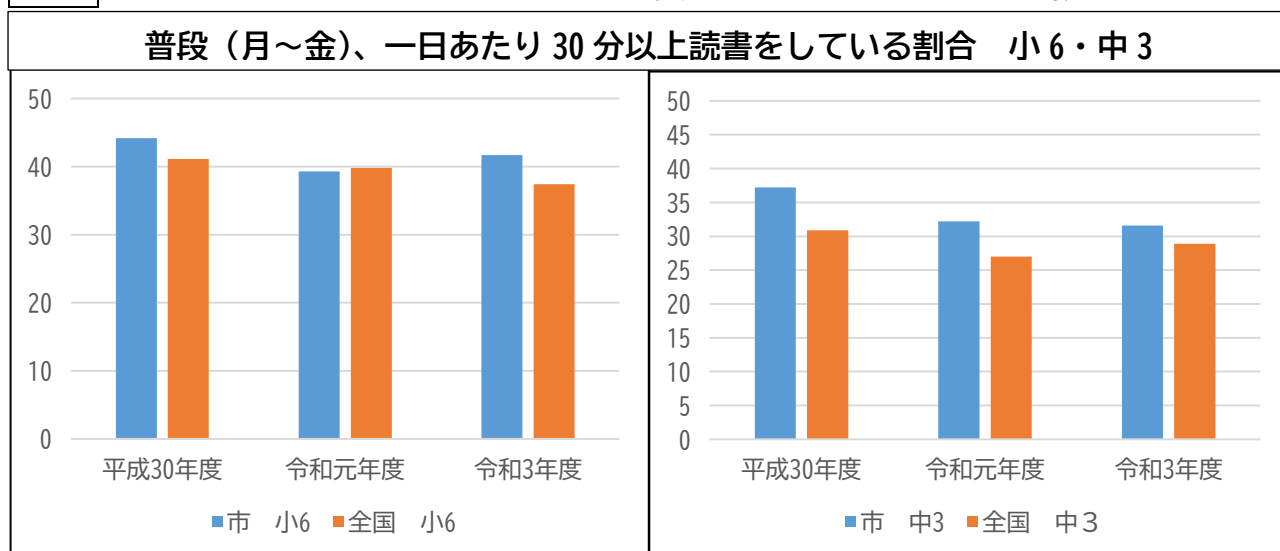
全国学力・学習状況調査における平成 28（2016）年度から令和 3（2021）年度までの過去 5 年間の本市の児童生徒の学力の状況は、小学校 6 年生では国語、算数、理科ともに、全国と同程度を示しました。中学校 3 年生では数学に課題が見られてきましたが、令和元（2019）年度には全国と同程度の結果を示しました。他の教科は全国とほぼ同程度で推移してきました。[資料 2]

とちぎっ子学習状況調査では、小学校 4・5 年生は、国語、算数、理科ともに、栃木県と同程度を示しました。中学校 2 年生は、国語は 5 年間、栃木県と同程度を示してきましたが、数学、理科、社会、英語はやや下回る状況となっています。[資料 3]

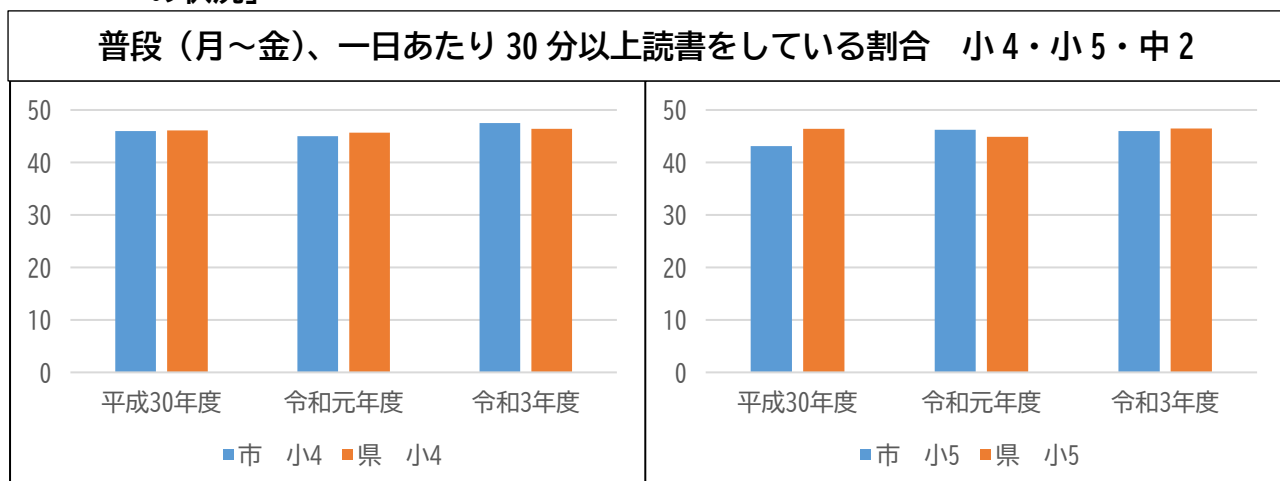
各学校では学力向上に向け、授業改善に取り組み、めあての明確化、自分の考えを伝え深め合う活動の充実、効果的な振り返り活動などを実践し、児童生徒も集中して学習に取り組む姿が見られています。今後も子どもたち一人一人の確かな学力の育成のため更なる取組を推進する必要があります。

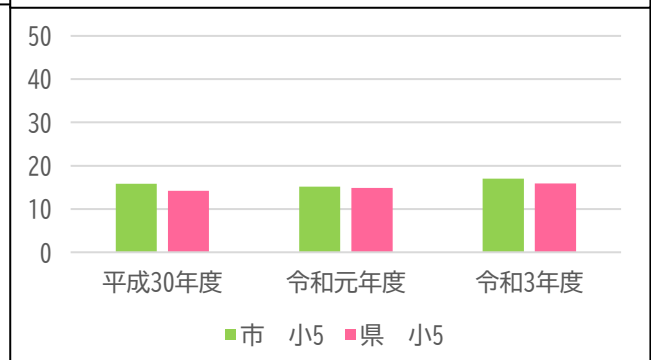
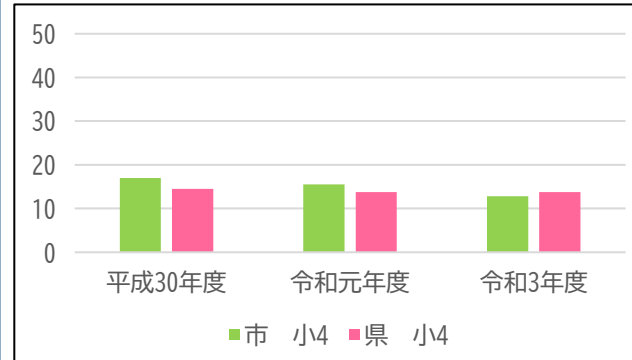
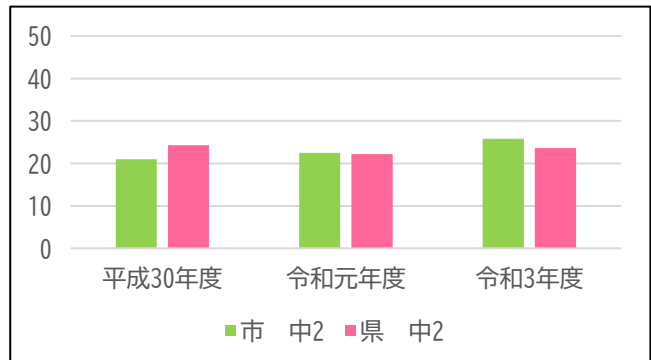
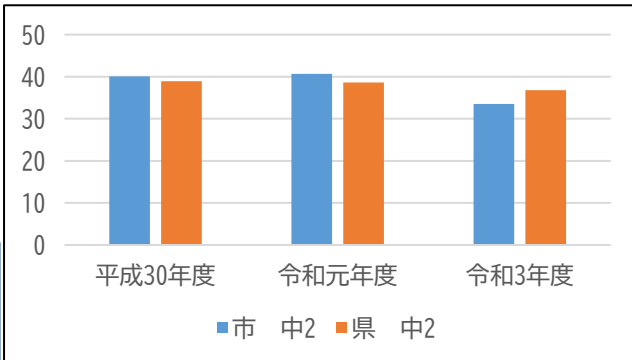
## ②児童生徒の読書活動の状況

資料4 [全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における小6・中3の読書活動の状況]



資料5 [とちぎっ子学習状況調査の児童生徒質問紙における小4・小5・中2の読書活動の状況]





#### 普段（月～金）、一日あたり全く読書をしない割合 小4・小5・中2

子どもの読書活動は、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。」※1

普段（月～金）、一日当たり 30 分以上読書をする児童生徒の割合は県や全国と同程度となっています。本市の小学校では各学年の約 40%の児童が一日 30 分以上読書に取り組み、中学校になるとその割合は減るものの約 30～40%の生徒が 30 分以上読書に取り組んでいることが分かります。しかしながら、全く読書をしない児童生徒も 10～20%程度見られ、読書の習慣化の必要性が伺えます。[資料 4、資料 5]

今後も子どもたちの豊かな読書活動の推進と読書の習慣化に向け、読書環境の充実や読書の楽しさを味わう機会の充実を図ることが必要となっています。

### イ 児童生徒の「豊かな心」に係る状況

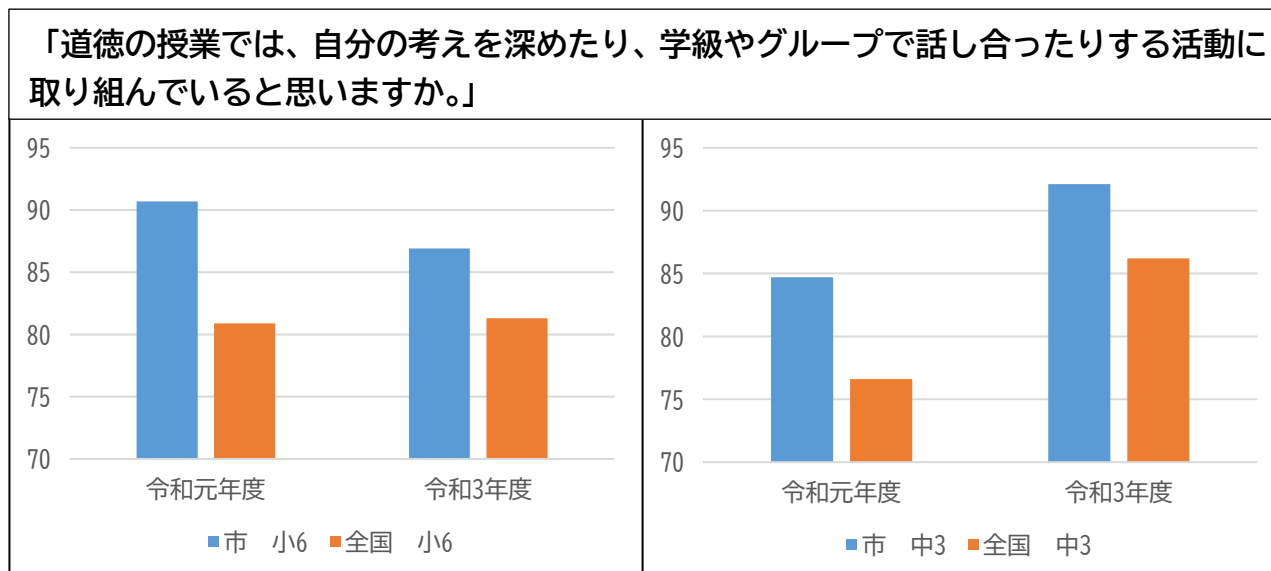
#### ①特別の教科 道徳の授業改善

特別の教科道徳では、児童生徒の発達段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど指導方法を工夫することが求められています。とりわけ、自分との関わりで道徳的価値を考えたり、話し合いを通して多面的、多角的に考えたりしながら自己の考えを深めるような授業づくりが重要とされ、各学校では授業改善に取り組んでいます。全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の結果によると、「道徳科の授業で、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいるか」という問いに対して、小学

※1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13（2001）年）より引用。

6年生、中学校3年生に、約90%が肯定的な回答をしており、全国平均よりも高くなり、授業改善が進んでいることがうかがえます。今後も、児童生徒の道徳性を養うために、更なる授業改善に取り組んでいくことが大切です。[資料6]

資料6 〔全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における道徳科の授業の状況〕



## ② 児童生徒の自己肯定感、思いやり等の状況

自己肯定感※1に関する質問「自分にはよいところがあるか」については、平成28(2016)年度から令和3(2021)年度までの5年間の変化を見ると、小学校6年生、中学校3年生ともに、全国平均よりも概ね高く、特に中学校3年生では上昇傾向にあります。しかしながら、小学校6年生では下降傾向にあり、全ての教育活動を通して子どもたちの自己肯定感を高める取組を推進する必要があります。[資料7①]

思いやりに関する質問「人が困っているときは、進んで助けているか」については、4年間にわたり、小学校6年生、中学校3年生ともに全国平均を上回っています。小学校6年生、中学校3年生ともに約90%が「人が困っているときは、進んで助けている」ことが分かります。[資料7②]

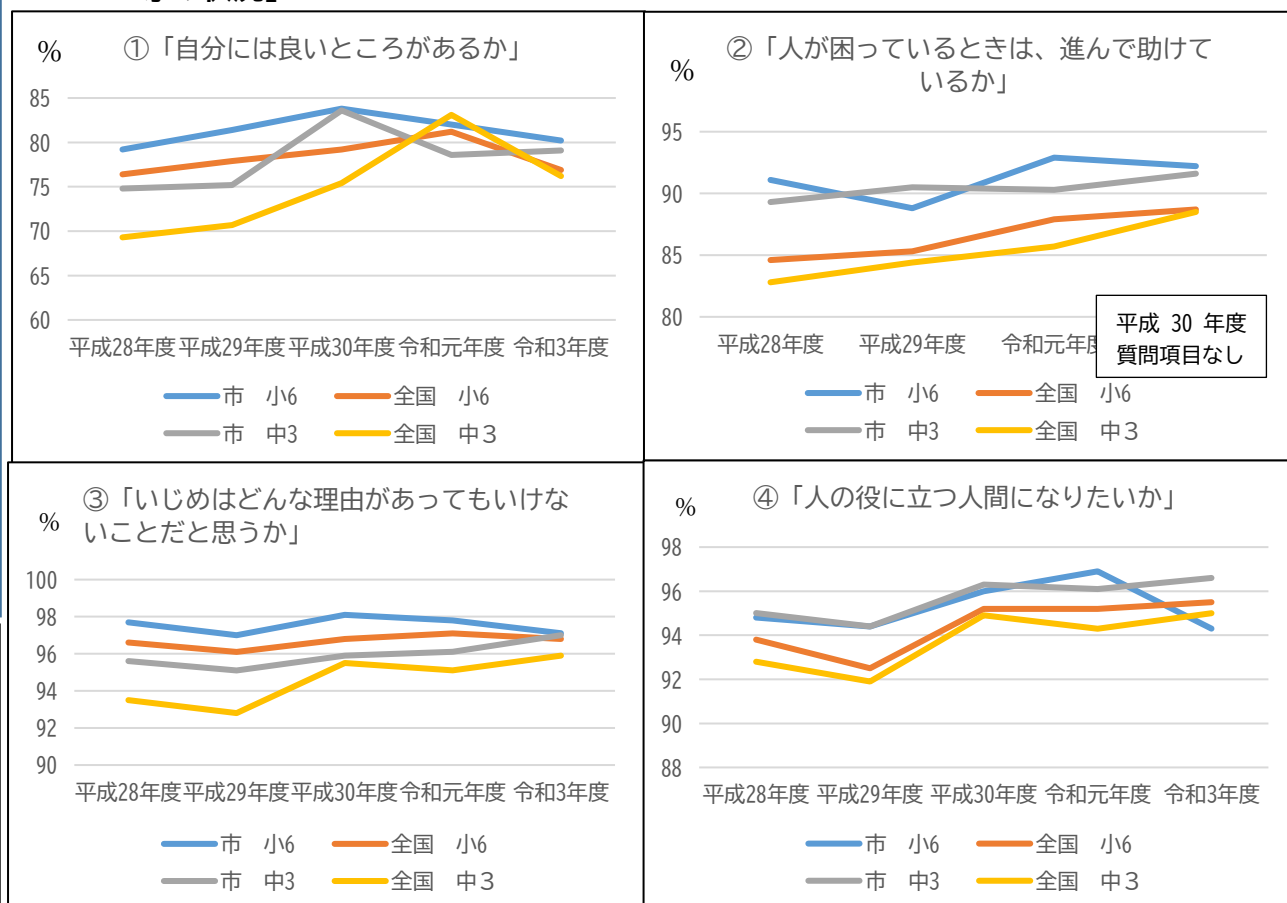
いじめに関する質問「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うか」に関しても、小学校6年生、中学校3年生ともに全国平均を上回り、中学校3年生は上昇傾向にあります。小学校6年生、中学校3年生共に約97%が「いじめはどんな理由があってもいけない」と感じていることが分かります。しかしながら、小学校6年生はわずかに下降傾向にあります。いじめに対する認識を深め、「いじめはどんな理由があってもいけない」という意識を高めることが重要です。[資料7③]

「人の役に立つ人間になりたいか」という質問についても、小学校6年生、中学校3年生ともに全国平均を上回ってきましたが、令和3(2021)年度の小学校6年生は全国平均をわずかに下回りました。約95%の児童生徒が役に立つ人間になりたいとは考えてい

※1 自己肯定感…自分に対する肯定的な意識のこと。

ますが、その傾向がより高まるように心の教育の充実を図る必要があります。[資料 7④]  
 これらのことから本市の児童生徒は全国よりも概ね自己肯定感や規範意識等が高いことがうかがえます。しかし、自己肯定感が低い児童生徒やいじめの認識が低い児童生徒が少なからず見られるという課題もあります。これら本市の状況を踏まえ豊かな心の育成に取り組んでいく必要があります。

資料 7 [全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における佐野市の児童生徒の自己肯定感等の状況]



## ウ 児童生徒の「健やかな体」に係る状況

### ①児童生徒の体力の状況

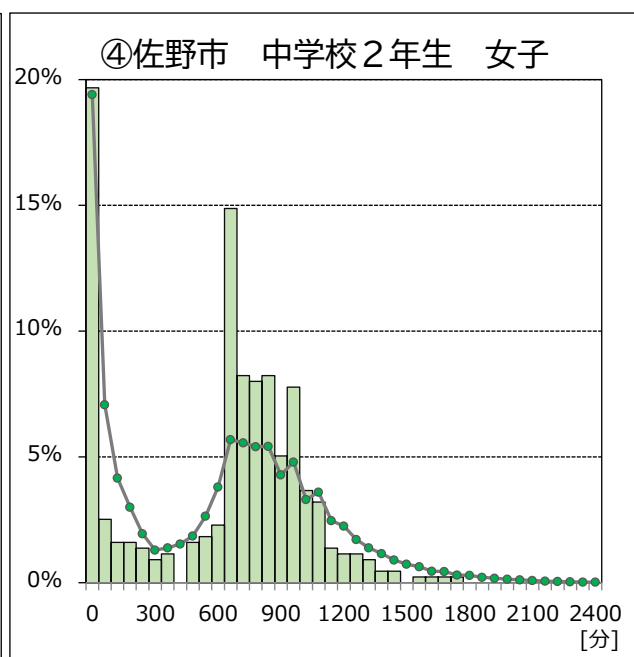
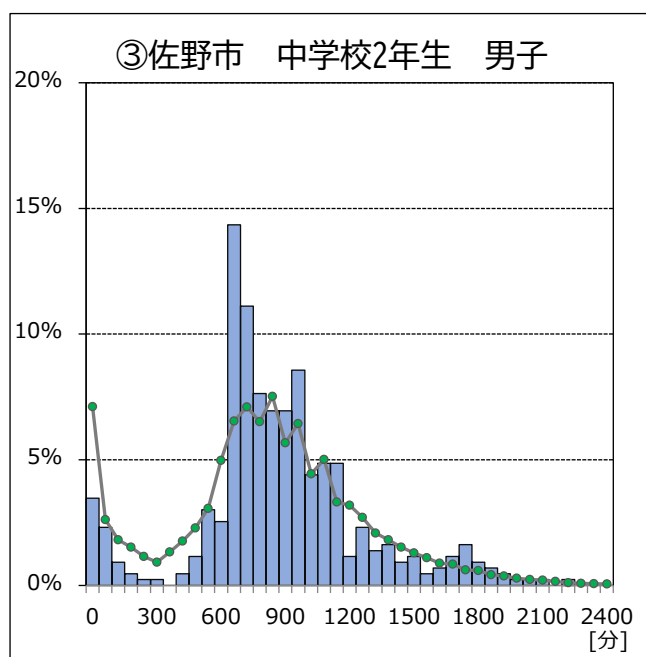
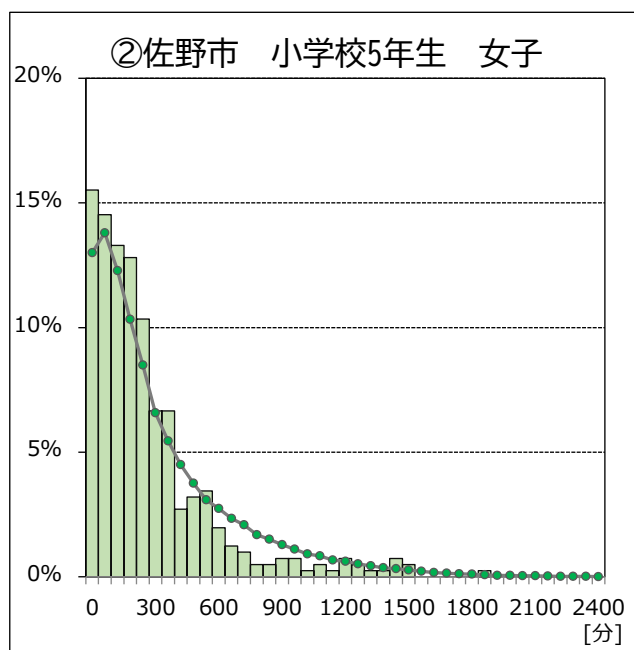
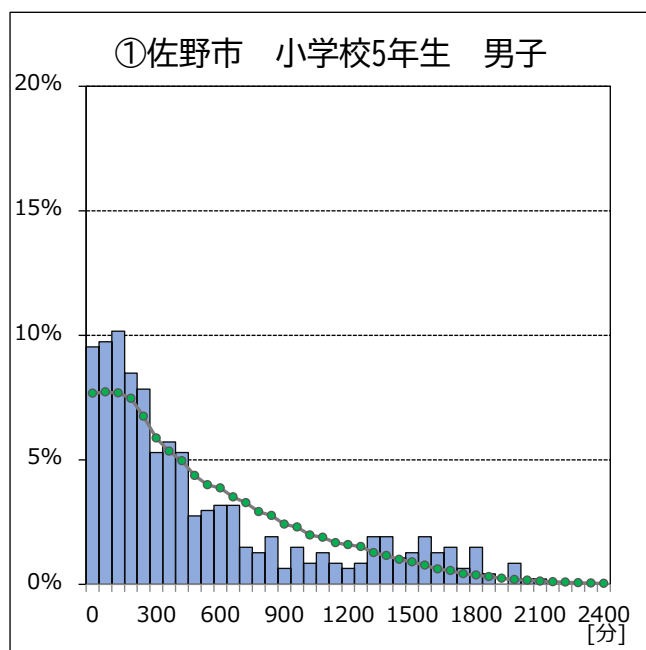
資料 8 [全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本市と全国との体力の合計点での比較] ※令和 2（2021）年度は新型コロナウイルス感染症のため未実施

|                                                    | 平成28年度                  | 平成29年度                | 平成30年度          | 令和元年度           |
|----------------------------------------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------|-----------------|
| 小学校5年                                              | ほぼ同程度                   | ほぼ同程度                 | ほぼ同程度           | ほぼ同程度           |
| 中学校2年                                              | ほぼ同程度                   | ほぼ同程度                 | ほぼ同程度           | ほぼ同程度           |
| [全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本市と全国の種目別平均記録での比較から見える本市の課題] |                         |                       |                 |                 |
| 本市の課題                                              | 小5、中2でボール投げ、中2で立ち幅跳びが課題 | 小5、中2共にボール投げ、立ち幅跳びが課題 | 小5、中2共にボール投げが課題 | 小5、中2共にボール投げが課題 |

全国体力・運動能力、運動習慣等調査における平成 28 (2016) 年度から令和元 (2019) 年度までの 4 年間の児童生徒の体力の状況は、小学校 5 年生と中学校 2 年生の体力の合計点では、全国とほぼ同程度となっています。しかしながら、種目別平均記録で見ると、ボール投げ及び立ち幅跳びが課題となっています。[資料 8]

## ②児童生徒の 1 週間の運動時間の状況

**資料 9** [令和元 (2019) 年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本市の児童生徒の 1 週間の総運動時間の状況] ※棒グラフ…佐野市 折れ線グラフ…全国  
令和 2 (2021) 年度は新型コロナウイルス感染症のため未実施



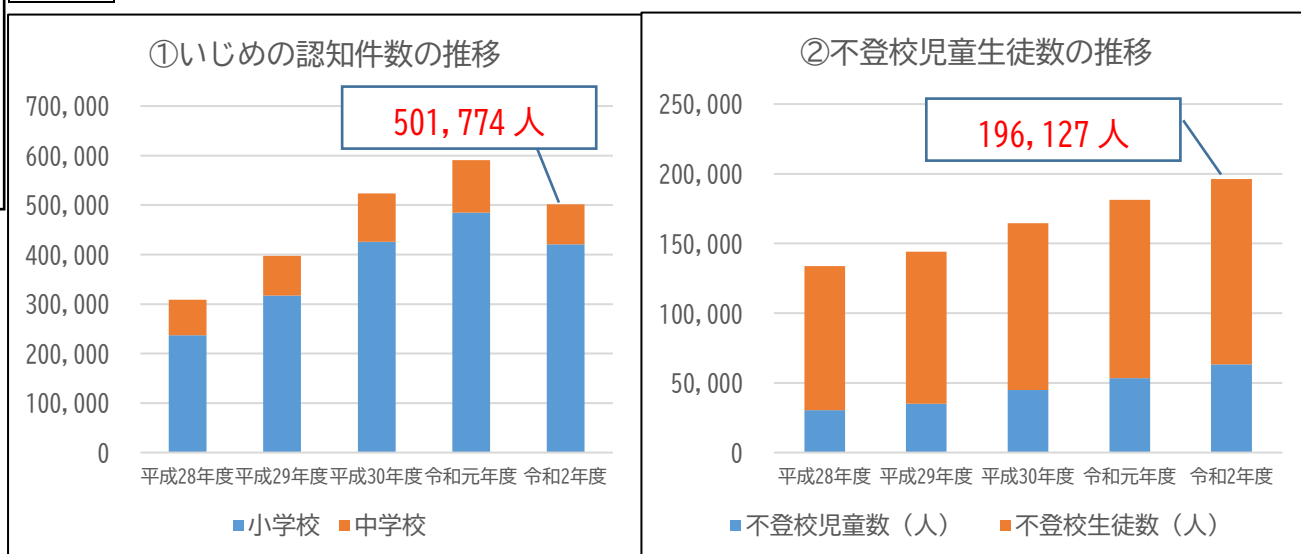
本市の児童生徒の1週間の総運動時間は、小学校では全体的な傾向はほぼ同じですが、運動時間が0時間もしくは1時間未満の割合が男女ともに全国よりも少し高くなり、運動をほとんどしない児童が課題として挙げられます。[資料9①②] 中学校では運動時間が0時間もしくは1時間未満の割合が男子は全国よりも低く、女子は全国と同程度となっていますが、女子では全体の約2割の生徒が運動時間0時間を示し課題であると言えます。しかしながら、運動時間が7時間以上の割合は男女ともに全国よりも高くなっており、よく運動をしている生徒が全国よりも多いということがうかがえます。[資料9③④] 運動をする子としない子の二極化傾向が全国的に叫ばれ久しくなりますが、本市でも同様の傾向が伺えます。運動をしない子どもたちの運動の習慣化を図ることが必要となっています。

## エ 児童生徒のいじめ・不登校等の状況

文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、令和2(2020)年度の全国のいじめの認知件数は、小中学校の合計が501,774件で、これまで続いてきた増加が、大幅に減少しました。減少の要因として、文部科学省では新型コロナウイルス感染症により、児童生徒の物理的な距離が広がったことや様々な活動が制限され、子どもたちが直接対面してやり取りをする機会やきっかけが減少したこと等を挙げています。[資料10①] しかし、不登校については、児童生徒合わせて196,127人となり、小中学校ともに前年度より増加しています。[資料10②]

本市においても、毎年一定数のいじめの発生や不登校児童生徒が見られ、その対応は児童生徒指導上の重要課題となっています。今後も児童生徒の人間関係等に注意を払いながら、家庭、学校、関係機関等が連携を図り、未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、不登校児童生徒については社会的自立に向けた支援の充実に努めていく必要があります。

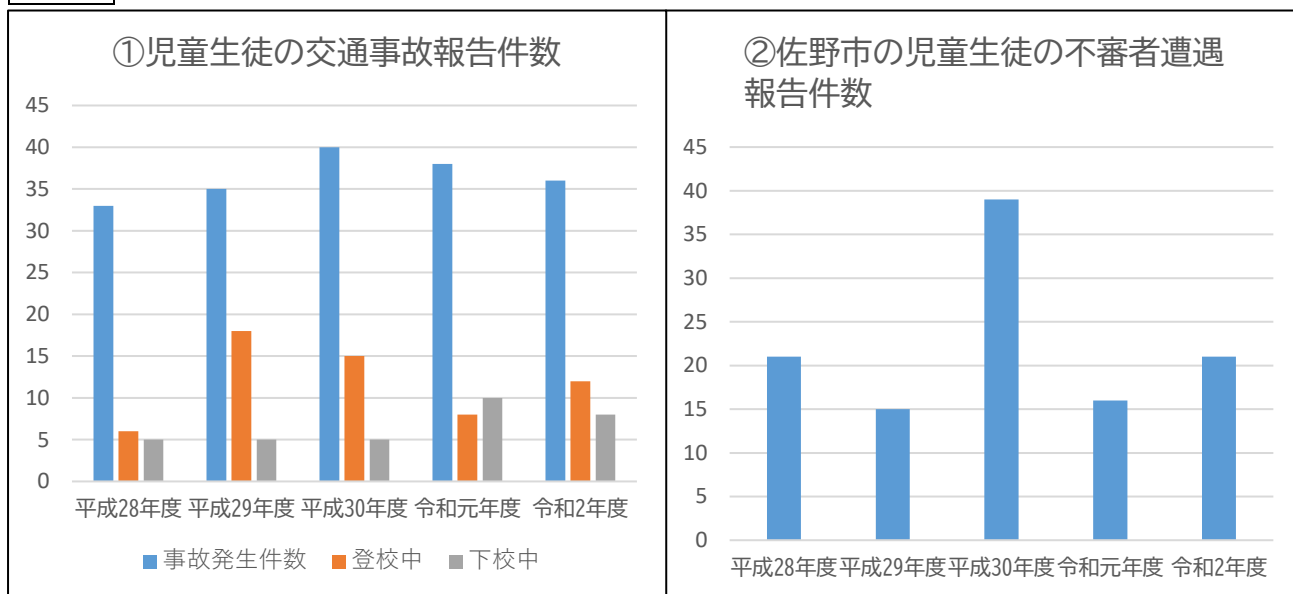
資料10 [全国のいじめ認知件数と不登校児童生徒数の推移]



出典：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

## オ 児童生徒の交通事故・不審者遭遇の状況

### 資料 11 【佐野市の児童生徒の交通事故報告件数と不審者遭遇件数の推移】



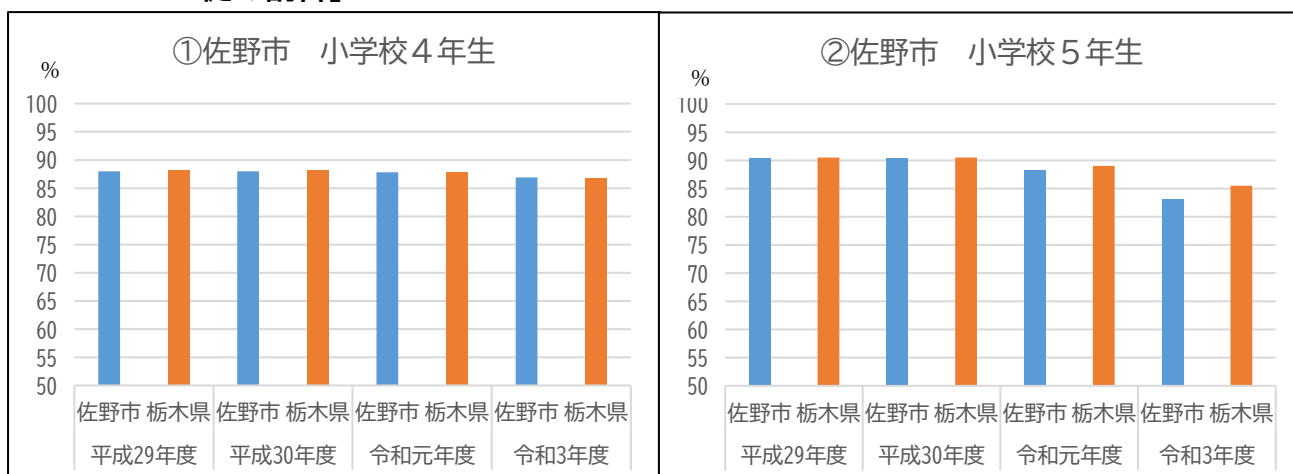
出典：佐野市教育委員会調査

本市の児童生徒の交通事故の発生については、平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度までの 5 年間では、毎年約 35 件の事故が発生しています。[資料 11①] また、不審者遭遇についても、年度による増減はありますが、毎年 15 件以上の遭遇事案が発生しています。[資料 11②]

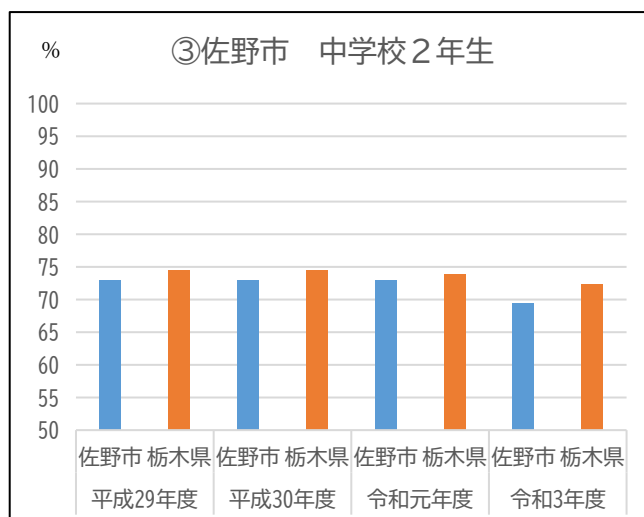
本市では学校での交通安全指導、地域の方による見守り活動に加え、佐野市通学路安全対策連絡協議会による交通安全、防犯、防災の危険箇所への安全対策を講じています。今後も児童生徒が痛ましい事件や事故に巻き込まれないよう学校における安全教育の推進や佐野市通学路安全対策連絡協議会による安全対策の充実を図っていくことが必要となっています。

## カ 児童生徒の将来の夢や目標に関する状況

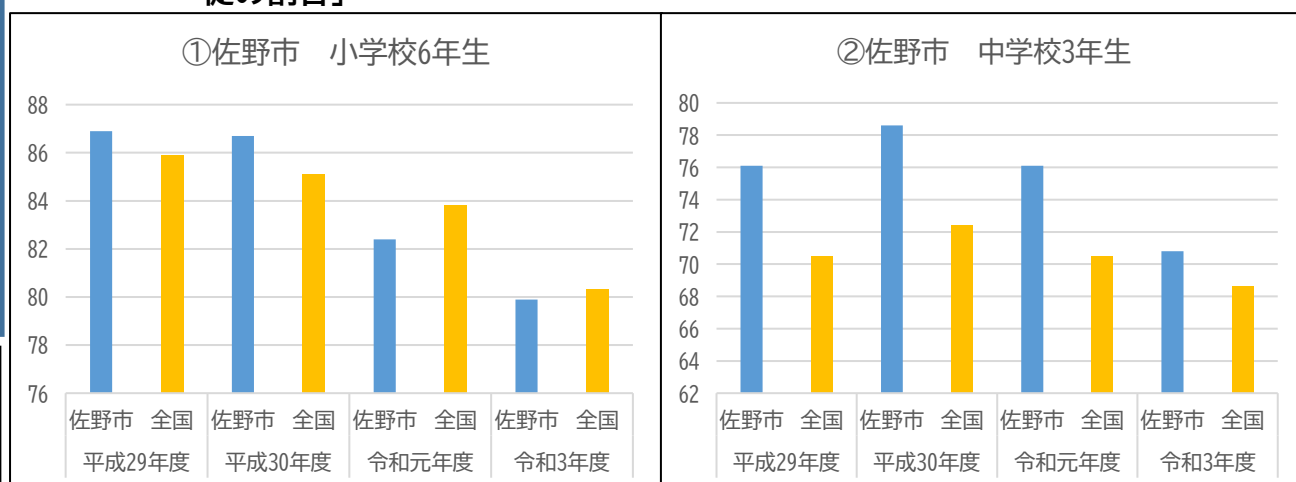
### 資料 12 【とちぎっ子学習状況調査の質問紙における将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合】



平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度のとちぎっ子学習状況調査によれば、毎年、小学校 4・5 年生では約 88%、中学校 2 年生では約 72%が「将来の夢や目標をもっている」と回答し、県と同程度を示しています。小学校では夢をもつ児童の割合が高いですが、中学生になるとその割合は低くなります。これは栃木県でもほぼ同じ傾向を示しています。[資料 12①②③]



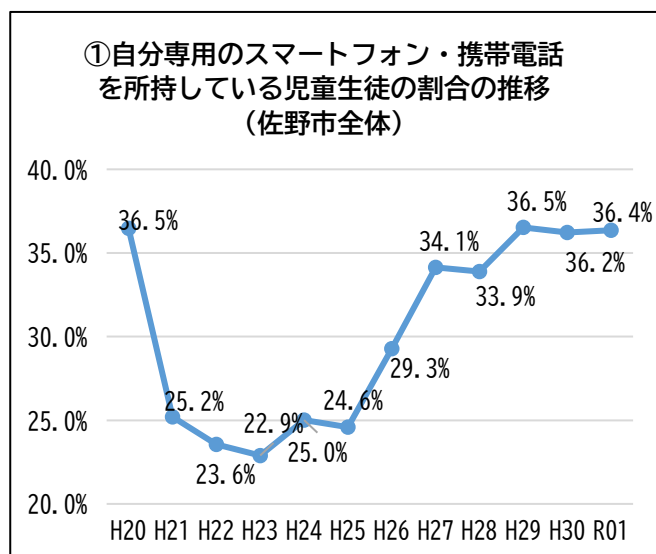
資料 13 【全国学力・学習状況調査の質問紙における将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合】



次に平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度の全国学力・学習状況調査によれば、毎年、小学校 6 年生の約 83%、中学校 3 年生の約 76%が「将来の夢や目標をもっている」と回答しています。しかしながら、中学校 3 年生は全国を上回っていますが、小学校 6 年生は下降傾向にあります。[資料 13①②] 児童生徒が将来の夢や希望をもち、「自立して生きていくことができる」「自分の力で生き方を選択していくことができる」「自分らしい生き方を実現することができる」ようにすることが求められています。そのためには発達の段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育の充実を図ることが必要となっています。

## キ 児童生徒のスマートフォン等の利用状況

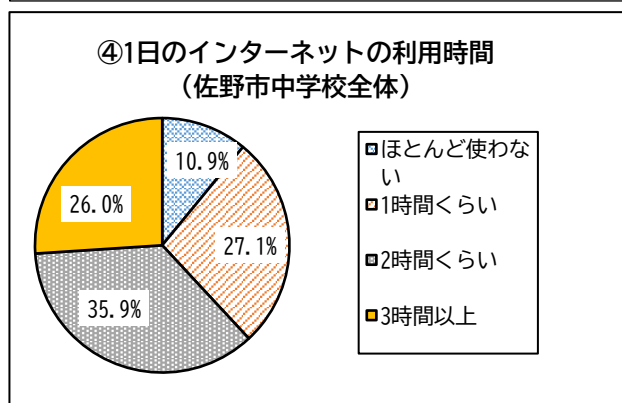
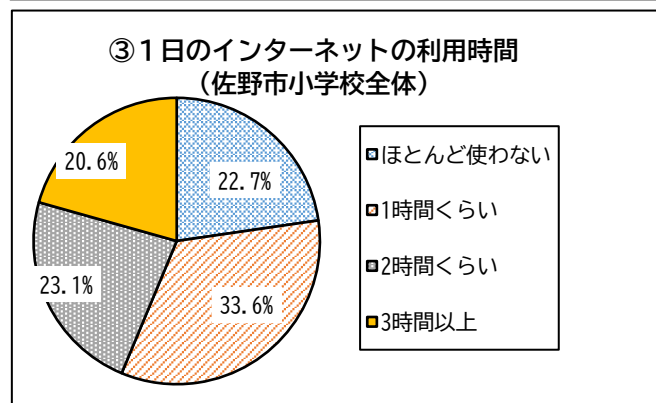
資料 14 [令和元（2019）年度インターネット及び携帯電話・スマートフォンの利用状況等に関するアンケート調査結果（佐野市教育センター）]



②児童生徒質問紙「自分専用の携帯電話・スマートフォンを持っているか。」への回答

| 令和元年度 スマホ等の各学年の所持率 |       |            |
|--------------------|-------|------------|
| 学年                 | 所持率   | スマホの所持率 ※1 |
| 小学1年               | 7.6%  | 42.3%      |
| 小学2年               | 9.6%  | 48.5%      |
| 小学3年               | 17.0% | 42.6%      |
| 小学4年               | 30.9% | 39.5%      |
| 小学5年               | 33.5% | 41.0%      |
| 小学6年               | 39.7% | 52.7%      |
| 中学1年               | 54.5% | 72.6%      |
| 中学2年               | 65.6% | 84.5%      |
| 中学3年               | 69.8% | 89.5%      |

※1 携帯電話等を所持している児童生徒の内、スマートフォンを所持している児童生徒の割合



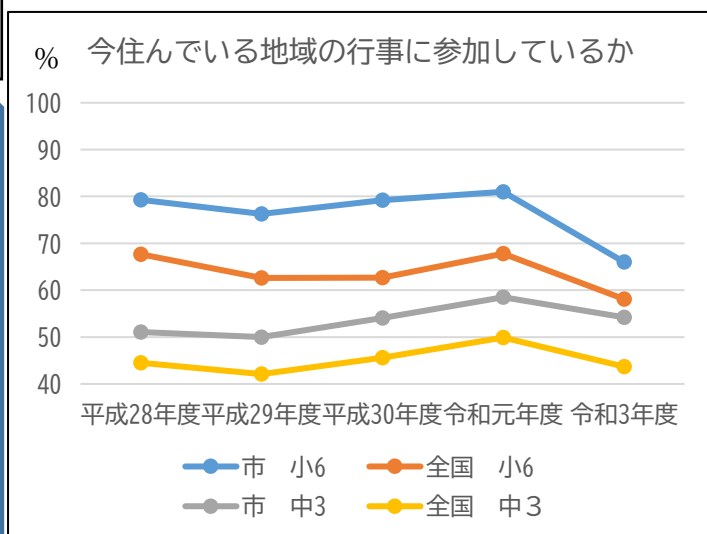
⑤インターネット利用に関わるトラブルの経験の状況

○インターネットのトラブル等の経験あり 36.6%（中学校 48.4% 小学校 24.1%）  
ネットで知り合った人と会った 小学生 21人 中学生 33人

令和元（2019）年度の佐野市教育センターによる調査では、スマートフォン・携帯電話を所持している児童生徒の割合は 36.4%を示し、その所持率は学年が上がるほど高くなり、中学校3年生では 69.8%が所持しているという結果となりました。[資料 14①②] また、一日のインターネットの利用時間も一日に 3 時間以上利用している小学生が 20.6%、中学生が 26%を示し、その多くがゲームや動画視聴、SNS 利用となっています。[資料 14③④] また、インターネット利用に関わるトラブルの経験については約 40%の児童生徒がトラブルに巻き込まれ、ネットいじめ等は深刻な問題となっています。その中でも、ネットで知り合った人と会った児童生徒が 54 名いるという結果は [資料 14⑤]、重大な犯罪に巻き込まれる可能性が懸念され、児童生徒指導上の大きな課題となっています。このことから、発達の段階に応じた情報モラル教育を、全ての子どもたちに対して行う必要があるとともに、家庭でのルール作りなどの大切さについて保護者啓発を継続していく必要があります。

## ク 地域とのつながりに関する児童生徒の状況

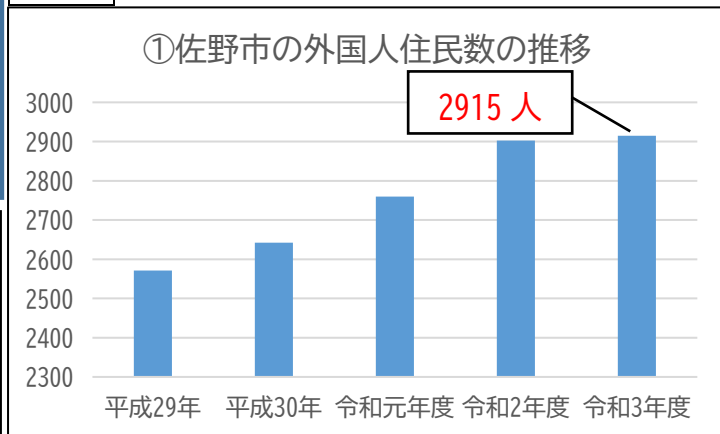
資料 15 [全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における小 6・中 3 の地域行事への参加状況]



近年、地域のつながりの希薄化が指摘される中で、令和 3（2021）年度はコロナ禍のため参加が減少しているものの、本市の児童生徒の地域行事への参加状況は全国を上回っています。[資料 15] 子どもたちは地域との関わりの中で多くのことを学ぶことができます。過疎化や高齢化等の地域社会が抱える課題が顕著化している現代社会において、子どもと地域とのつながりを継続していくことは地域の教育力の向上や活性化等にとって大変重要となっています。

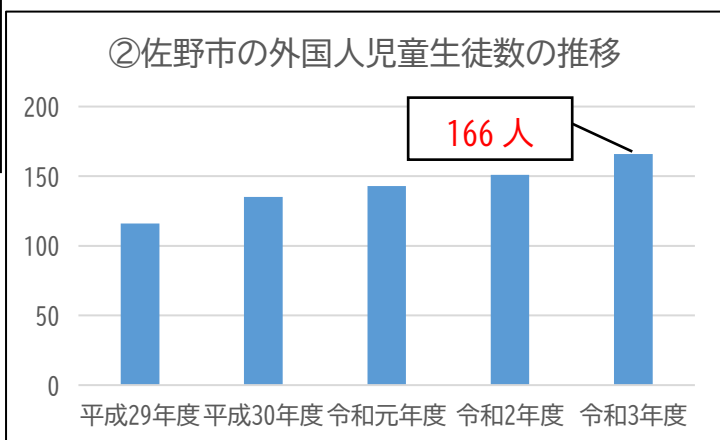
## コ 本市の外国人住民数及び児童生徒数

資料 16 [佐野市の外国人住民及び外国人児童生徒数の推移]



出典：栃木県外国人住民数現況調査等

佐野市で暮らしている外国人の主な出身国・ベトナム・中国・フィリピン・ペルー・ブラジル など



出典：佐野市調査

本市の外国人住民数は年々増加し平成 29（2017）年度から 2500 人を超え、令和 3（2021）年には 2915 人となり 3000 人に迫る勢いです。[資料 16 ①] また、それに伴い、市立学校における外国人児童生徒数も増加しています。[資料 16②] 今後、コロナ禍の状況が改善されれば、外国人の移住者は更に増加していくことが予想されます。グローバル化が進展する中、言語、宗教、習慣等の違う外国人と共に生きていくために、日本人と外国人が互いに尊重し、協働していける環境「共生社会」を構築していくことが求められています。また、学校教育においては国際教育の推進や日本語指導が必要な児童生徒への教育の充実等を図ることが必要となっています。

## (2) 幼児教育・保育

本市では令和2(2020)年3月に「第2期佐野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充実に努めています。

### ア 保育

本市には、児童福祉法等に基づき、公立の認可保育所が12か所、私立の認可保育所が6か所、私立の認定こども園が9か所、小規模保育事業が12か所、事業所内保育事業が1か所全部で40か所の保育を行う施設等が設置されています。

年齢別入所数

令和3(2021)年3月31日現在

| 種 別      | 施設数 | 入 所 人 員 |     |     |     |     |     |       |
|----------|-----|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
|          |     | 0歳児     | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計     |
| 市立保育所    | 12  | 54      | 92  | 115 | 163 | 188 | 178 | 790   |
| 私立保育所    | 6   | 57      | 76  | 88  | 102 | 89  | 80  | 492   |
| 私立認定こども園 | 9   | 52      | 96  | 114 | 136 | 135 | 132 | 665   |
| 小規模保育事業  | 12  | 53      | 85  | 67  |     |     |     | 205   |
| 事業所内保育事業 | 1   | 5       | 6   | 3   |     |     |     | 14    |
| 合 計      | 40  | 221     | 355 | 387 | 401 | 412 | 390 | 2,166 |

※ 市外在住の園児を除く。

少子化が進む一方で保育のニーズは多様化し、心身の発育や発達に特別な支援を必要とする子どもが増え、一人一人の発達の段階に応じた支援を実施しています。また、そうした子どもたちに対応できる保育士のスキルアップが求められています。

### イ 幼児教育

本市には、私立幼稚園が4園（うち、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園1園）、子ども・子育て支援新制度に移行している認定こども園が9園あります。

年齢別園児数

令和3(2021)年3月31日現在

| 種 別      |          | 施設数 | 園 児 数 |     |     |     | 計     |
|----------|----------|-----|-------|-----|-----|-----|-------|
|          |          |     | 満3歳児  | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |       |
| 私立幼稚園    | 新制度未移行園  | 3   | 24    | 62  | 65  | 75  | 226   |
|          | 新制度移行幼稚園 | 1   | 4     | 12  | 15  | 21  | 52    |
| 私立認定こども園 |          | 3   | 157   | 322 | 321 | 341 | 1,141 |
| 合 計      |          | 13  | 185   | 396 | 401 | 437 | 1,419 |

※ 市外在住の園児を除く ※ 認定こども園では、同一施設で幼児教育・保育を実施しているため、それぞれに計上しています。

本市には保育の質の向上を目指して実践研究を行う研究会があり、全ての市内の私立幼稚園・認定こども園、民間保育園、公立保育園等が施設形態、制度形態を越え参加しています。

### (3) 生涯学習

#### ア 生涯学習

##### (ア)「第2次佐野市生涯学習推進中期基本計画」の策定（令和3（2021）年度）

「第2次佐野市生涯学習推進中期基本計画」を策定し、生涯を通して学ぶことのできる環境の整備や学習機会の提供など、多様化・高度化する市民の学習ニーズに的確に応え、社会に貢献できる仕組みを作ることにより、生活を豊かにする生涯学習を推進しています。

##### (イ) 楽習出前講座の開設

公共施設等を利用した地域のサークル活動やグループ等の学習需要に対し、そのテーマに即した講師を派遣する出前講座を開設するとともに、公共施設等の活用促進に努めています。また、楽習講師編と行政編でメニューを取り揃え、主に登録楽習講師の中から派遣し、学習成果を発揮する場を提供する形で実施しています。[資料1]

資料1 【楽習出前講座の状況】

|                |   | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|----------------|---|----------|----------|-------|---------|
| 学習メニュー・講座メニュー数 | 件 | 271      | 270      | 235   | 220     |
| 楽習講師登録者数       | 人 | 198      | 161      | 158   | 139     |
| 楽習講座受講者数       | 人 | 4666     | 5126     | 3763  | 689     |

#### イ 社会教育

##### (ア) 学社連携

家庭、学校、地域社会の教育機能を総合的に高め、児童・生徒及び地域住民の学習活動を支援し、生涯学習の地域づくりを進めるために、学校と地域社会の連携を推進しています。

##### ①学校支援ボランティア活動の支援の充実

学校支援ボランティアが活動支援中に他人に対して損害を与えた場合の賠償責任とボランティア本人の傷害事故を総合的に補償する保険に加入し、学校支援ボランティア活動の促進を図っています。

##### ②地域コーディネーター養成研修の開催

学校支援ボランティアの活動を推進するため、学校の要望と地域住民の願いをつなぐ地域コーディネーターを養成する研修を開催しています。

##### (イ) 青少年の健全育成

青少年が多様化する現代社会の進展に適応し、積極的に社会参加できるよう、集団宿泊生活、野外体験活動、親善都市との交流等の機会を提供し、青少年の健全育成並びに青少年団体指導者やボランティア等の育成及び活用を図っています。

##### ①子ども会ジュニアリーダー研修会の開催

子ども会活動において中心的役割を担う小学校5・6年生に対して、ジュニアリーダーとしての必要な知識及び技術を習得できるよう研修会を開催しています。

### ③放課後子ども教室の開設

全ての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進しています。令和元年（2019）度は、10 小学校区に放課後子ども教室を開設しました。

### （エ）家庭教育出前講座の開催

保護者を対象に、保育園・幼稚園や小学校等で家庭教育について学ぶ講座を開催しています。

### （オ）「佐野市子ども読書活動推進プラン」の策定（令和 3（2021）年度）

子どもたちが、豊かな読書体験をするための環境を整備するため「佐野市子ども読書活動推進プラン」の策定を行いました。

### （カ）主な公民館活動

公民館の「つどう」「まなぶ」「むすぶ」という機能を活かし、社会教育の中核的な施設として、地域との連携により活動を展開しています。

#### ①市民教養講座の開催

地域課題を解決するための学習機会と、楽しみながら学習して生きがいを感じられるような知識・趣味的内容の学習機会を提供する講座を開催しています。

#### ②市民大学の開催

現代的テーマを取り上げた講座を、中央公民館を中心会場として開催しています。

#### ③親と子の交流活動の開催

中央公民館と田沼中央公民館を会場とし、親と子のきずなを深めながら、子どもの情操を豊かにし、心身の健全な育成を図ることを目的とした講座を開催しています。

## ウ 主な社会教育施設の利用状況

資料 2 【佐野市の主な社会教育施設の利用者数】

|                     | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度   | 令和 2 年度 |
|---------------------|----------|----------|----------|---------|---------|
| 市立図書館<br>（佐野・田沼・葛生） | 338,025  | 338,221  | 342,781  | 320,397 | 139,283 |
| 公民館<br>（佐野・田沼・葛生）   | 289,277  | 270,797  | 255,258  | 231,330 | 100,390 |

平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度の 5 年間の主な社会教育施設の年間利用者の状況は、市立図書館（佐野・田沼・葛生）は約 33 万人、公民館は約 25 万人の利用者があります。[資料 2] しかし、東日本台風の被害及び新型コロナウイルス感染症の発生の影響を受け、令和元（2019）年度以降の利用者数は減少しています。今後は感染症を乗り越えて市民の生涯学習に寄与する施設運営に取り組んでいくことが求められています。

## (4) スポーツ活動

本市では、平成 30（2018）年に「第 2 次佐野市スポーツ立市推進基本計画」を策定し、「スポーツで活力と健康あふれる佐野市の創造」の実現を目指し、様々な施策を実施してきました。令和 4（2022）年度からは第 2 次佐野市総合計画基本構想・中期基本計画の基本目標である「新たな流れの創造による賑わうまちづくり」を推進するため「第 3 次佐野市スポーツ推進基本計画」を策定し、「スポーツツーリズムの推進」「生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備」の各施策を推進します。

### ア 児童生徒に関すること

#### ①佐野市総合型地域スポーツクラブ

市内で 6 つのクラブが設立され活動しています。（令和 3（2021）年現在）クラブの活動は、様々なスポーツを参加者のレベルや興味に応じて行うことができ、地域住民が主体となって運営が行われていることから地域住民の交流や子どもたちの健全育成、地域社会の活性化に大きな期待が寄せられています。

|              |                     |
|--------------|---------------------|
| ジョータロークラブ    | 犬伏いきいきクラブ           |
| 佐野中央スポーツクラブ  | J O H O K U スポーツクラブ |
| ためまアスレチッククラブ | 葛生わいわいクラブ           |

#### ②スポーツ少年団

スポーツ少年団は、学校の枠を越えて主に子どもたちが地域でスポーツに親しむために結成されたスポーツ団体で、市内には 30 の団体があります。

#### 資料 1 【令和 3（2021）年度のスポーツ少年団数】

| 活動種目       | 団体数 | 活動種目   | 団体数 |
|------------|-----|--------|-----|
| 軟式野球       | 13  | ソフトテニス | 1   |
| バレーボール     | 3   | 柔道     | 2   |
| ミニバスケットボール | 4   | 剣道     | 4   |
| 硬式野球       | 2   | 空手道    | 1   |

#### ③次世代アスリートの育成

次世代アスリートの育成を目的として、令和元（2019）年度には、「佐野市アスリート育成プラン」に沿って競技力向上対策トレーニングを実施しました。また、国際大会、全国大会等へ出場する団体や個人選手へそれらの大会での活躍を期し、全国大会等出場祝金を交付しました。また、高校生以上を対象とした佐野市スポーツ賞と、児童生徒を対象とした佐野市ジュニアスポーツ賞を設け、顕著な功績を残した団体や個人を表彰しました。今後の取組への大きな活力となっています。[資料 2]

資料2 【スポーツ賞・ジュニアスポーツ賞の受賞者数】

【スポーツ賞受賞者数】

|          | 団体       | 個人 |
|----------|----------|----|
| 平成 29 年度 | 1        | 4  |
| 平成 30 年度 | —        | 4  |
| 令和元年度    | 4（特別賞含む） | —  |

【ジュニアスポーツ賞の受賞者数】

|          | 小学生（人） | 中学生（人） |
|----------|--------|--------|
| 平成 29 年度 | 19     | 34     |
| 平成 30 年度 | 51     | 40     |
| 令和元年度    | 17     | 43     |

## （５）文化芸術活動

潤いのある豊かな生活環境の創造と誇れる地域づくりを目指して、本市の歴史・文化資源、文化芸術活動を本市の財産として保存と振興を図る取組を推進しています。

### ア 「第３次佐野市天明鑄物のまちづくり推進計画」の策定（令和３（2021）年度）

本市で一千年以上に渡り受け継がれる「天明鑄物」の知名度を更に向上させ、今後もその伝統と技術が後世まで受け継がれることを目指して、「第３次佐野市天明鑄物のまちづくり推進計画」を策定し、天明鑄物を活用したまちづくりに取り組んでいます。

### イ 伝統文化の保存と継承

「牧歌舞伎」「越名舟唄」など市内には多くの郷土芸能が現存しています。これら郷土芸能が今後も継承されるように、後継者育成や継承団体等の活動支援の充実を図ることが求められています。

### ウ 主な文化芸術施設の利用状況

#### ①主な文化施設の利用状況

資料1 【主な文化施設の利用者数】

|        | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度   | 令和 2 年度 |
|--------|----------|----------|----------|---------|---------|
| 文化会館   | 160,662  | 168,393  | 165,307  | 146,200 | 27,393  |
| あくとプラザ | 34,565   | 35,056   | 36,982   | 32,873  | 8,454   |

平成 30（2018）年度までの本市の主な文化施設の利用状況を見ると、文化会館は毎年約 16 万人が利用し、本市の文化拠点の役割を果たしています。また、あくとプラザは約 3 万 5 千人が利用し、地域の文化交流の中心として活用が図られています。しかし、令和元（2019）年度の新型コロナウイルス感染症の発生により、イベント等の開催数や利用者数は減少しました。[資料 1]

#### ②主な芸術施設の利用状況

資料2 【主な芸術施設の利用者数】

|             | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 吉澤記念美術館     | 16,007   | 9,643    | 14,106   | 3,353 | 1,332   |
| 人間国宝田村耕一陶芸館 | 4,285    | 4,162    | 4,574    | 3,171 | 1,293   |

吉澤記念美術館では、地域芸術・文化遺産を引き継ぐとともに、美術に親しむ機会を提供し、市民文化の向上や地域社会の文化振興に寄与するための取組を推進しています。また、人間国宝田村耕一陶芸館では、本市出身の陶芸家であり、昭和 61（1986）年に人間国宝の認定を受けた田村耕一の作品を展示しています。平成 30（2018）年度までは多くの来館者がありましたが、東日本台風の被害及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け令和元（2019）年度以降の利用者数は減少しました。[資料 2] 感染症を乗り越えて本市の文化芸術の振興が図られるよう、市有文化芸術施設の利用等の在り方について検討し、魅力ある文化芸術活動を推進していく必要があります。

## オ その他の芸術施設の状況

市内には、公立美術館のほか、民間施設である「東石美術館」、「安藤勇寿少年の日美術館」、「田村耕一美術館」があり、それぞれが特色をもった展示を行うとともに地域に根差した美術館として、本市の文化芸術の推進に寄与しています。

## カ 市民団体の状況

市内には、様々な文化芸術活動を行っている団体があり、それらの団体を総括する組織として「佐野市文化協会」があります。現在、文化協会には 23 部門で 91 団体が加盟しており、広く市民参加を求め、市民文化の向上を目指して活動しています。

# (6) 文化財

## ア 佐野市の文化財

佐野市には国指定史跡である「唐沢山城跡」をはじめ、本地域に伝承された特色ある数多くの文化財が存在しています。唐沢山城跡では保存活用計画を策定し、計画的な保存と活用を図っています。[資料 1]

資料 1 【指定文化財等内訳表】（令和 2（2020）年 7 月 28 日現在）

|     | 有形文化財 |    |    |     |    |    |     |      |      | 無形文化財 | 民俗文化財 |    | 記念物 |    |       | 計   |
|-----|-------|----|----|-----|----|----|-----|------|------|-------|-------|----|-----|----|-------|-----|
|     | 建造物   | 絵画 | 彫刻 | 工芸品 | 書跡 | 典籍 | 古文書 | 考古資料 | 歴史資料 |       | 有形    | 無形 | 史跡  | 名勝 | 天然記念物 |     |
| 国指定 | 0     | 1  | 1  | 2   | 0  | 0  | 0   | 0    | 0    | 0     | 0     | 0  | 1   | 0  | 0     | 5   |
| 国認定 | 1     | 0  | 0  | 0   | 0  | 0  | 0   | 1    | 0    | 0     | 0     | 0  | 0   | 0  | 0     | 2   |
| 国登録 | 15    | 0  | 0  | 0   | 0  | 0  | 0   | 0    | 0    | 0     | 0     | 0  | 0   | 0  | 0     | 15  |
| 県指定 | 6     | 16 | 5  | 14  | 0  | 0  | 0   | 5    | 0    | 0     | 2     | 2  | 3   | 0  | 3     | 56  |
| 市指定 | 11    | 8  | 23 | 14  | 3  | 3  | 12  | 13   | 16   | 1     | 16    | 13 | 24  | 2  | 26    | 185 |
| 計   | 33    | 25 | 29 | 30  | 3  | 3  | 12  | 19   | 16   | 1     | 18    | 15 | 28  | 2  | 29    | 263 |

文化財は本市の歴史、伝統、文化などの正しい理解のために欠くことのできないものであり、本市の文化の発展の礎をなすものです。貴重な市民の財産である文化財を適切に保存するとともに、その活用を図ったまちづくりや地域再生を企図し、次代に継承していくことは、現代に生きる私たちの一人一人の責務となっています。また、文化財を継承していくためには郷土を育む人材の育成も大切です。郷土博物館、葛生化石館をはじめ、各地で文化財の理解促進や保存等の活動が展開されています。

## イ 博物館等の利用状況

資料2 [佐野市の主な博物館等の利用者数]

|          | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度  | 令和 2 年度 |
|----------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 佐野市郷土博物館 | 22,125   | 22,362   | 20,387   | 12,566 | 9,644   |
| 葛生化石館    | 24,023   | 22,321   | 23,955   | 16,580 | 9,045   |
| 葛生伝承館    | 9,262    | 6,718    | 8,049    | 5,014  | 3,422   |

平成 28（2016）年度から令和 2（2021）年度までの本市の主な博物館等の年間利用者の状況については、佐野市郷土博物館や葛生化石館は毎年約 2 万人、葛生伝承館は約 8 千人の入館者があり、多くの方が利用していたことが分かります。しかし、これら施設についても令和元（2019）年度の東日本台風の被害、新型コロナウイルス感染症の発生の影響を受け、利用者は減少しました。[資料 2]

今後も感染症対策の徹底を図るとともに、感染症を乗り越えて施設運営に取り組んでいくことが求められています。



## 佐野市の豊かな自然 ①

カタクリの群生



唐澤山神社のつつじ



春

喜多山公園の桜



秋山川の上流



富岡町のヒマワリ



夏

仙波町のアジサイ



## 4 本市教育の基本理念

### －基本理念－

**豊かな学びを通して ふるさとを愛し  
持続可能な社会の創り手を育む佐野市の教育**

本理念を本市教育の基本理念として位置付けました。本市教育行政に関わる全ての施策や取組等を通して、教育理念である「豊かな学びを通してふるさとを愛し持続可能な社会の創り手を育むこと」を実現していきます。

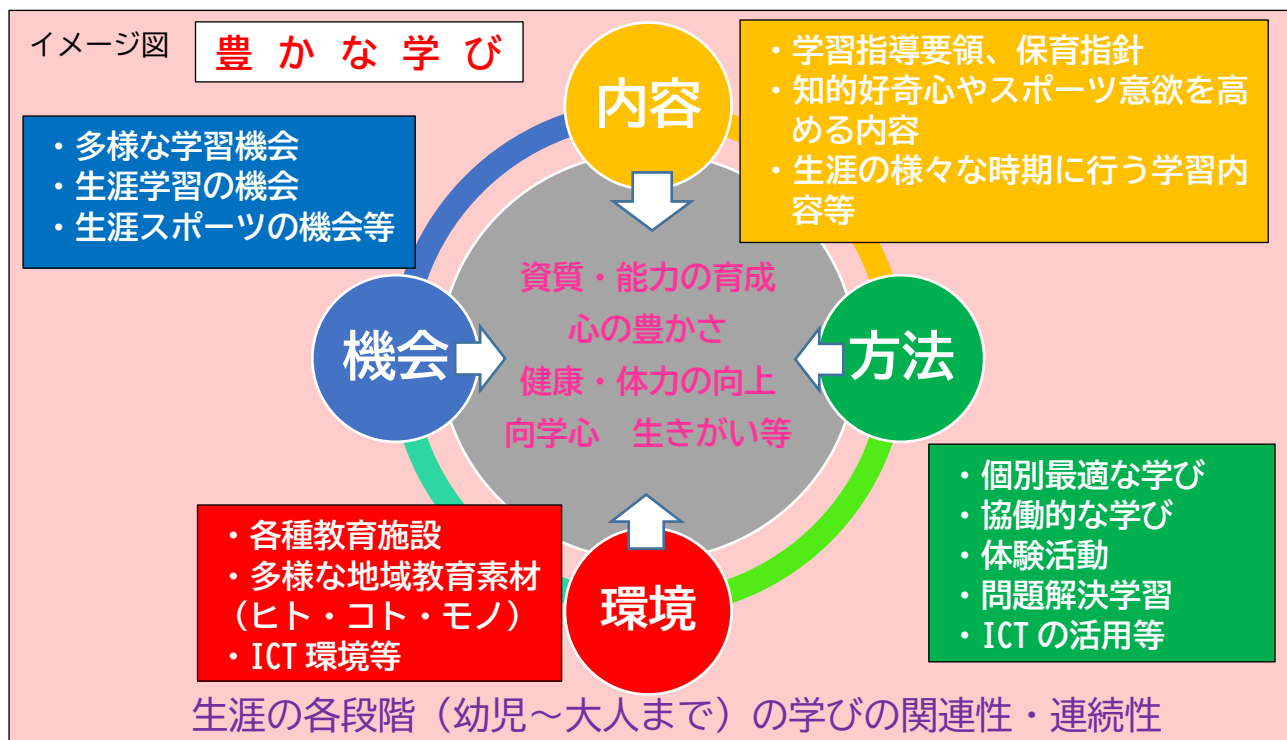
### 基本理念を構成する3つのキーワード

基本理念は3つのキーワードから構成されています。3つのキーワードには次のような考えを込めています。

#### キーワード1 「豊かな学び」とは

**本市の考える  
「豊かな学び」**

『学びの内容、方法、環境、機会』が充実し、生涯の各段階の学びが関連しつながりながら展開される学び



学びは、生きる力の育成、自己の成長、人生の選択肢の広がりなどにつながり、人生をよりよく生きる可能性を高めてくれます。その可能性を一層高めるためにも、学びを豊かにすることが大切です。そこで本市では上のイメージ図のように『学びの内容、方法、環境、機会』が充実し、生涯の各段階の学びが関連しつながりながら展開され、資質・能力の育成、心の豊かさ、健康・体力の向上、向学心、生きがい等に結びついていくことを「豊かな学び」と捉えました。本市では学校、家庭、地域、関係各課・関係機関等が連携し、必要な手立てを講じ、生涯の各段階において豊かな学びを推進していきます。

## キーワード2 「ふるさとを愛する」とは

ふるさとへの誇りや愛着などの「ふるさとを愛する」心は、地元で活躍する人、地元から離れても何かの形で地元とつながる人の育成、つまり、持続可能な佐野市を築く上で必要不可欠であるとともに、自らの心の拠り所をもって生きていくことにもつながるものとして大変重要な意味をもっています。また、グローバル化の進展により、国際社会に貢献し、活躍する日本人の育成が求められています。そのためには異文化に対する理解を深め、異なる文化をもつ人々と協調していく態度を育てることが必要であり、それは自国文化を理解し尊重することから始まります。したがって、郷土の自然や歴史等への理解を深め「ふるさとを愛する」心を育てることは、グローバル化に必要な力の育成や多文化共生の実現にもつながることも意味しています。

本市では子どもから大人までの各段階において、郷土の自然や文化に触れる体験や地域の特色や資源を活用した教育活動等を推進することにより、ふるさとを知り、ふるさとを愛する心を育みます。



市の花 かたくり



市の木 松



市の鳥 おしどり

## キーワード3 「持続可能な社会の創り手を育む」とは

### 世界の動き

「教育をめぐる社会情勢」で述べてきたとおり、我が国では少子高齢化、技術革新等が進展し、今後、更なる社会の大きな変化が見込まれています。また、地球規模でも、環境問題、経済・社会問題が深刻さを増し、このままでは安定してこの世界で暮らせなくなる危機感が世界各国で高まっています。こうした地球規模の問題に対して、平成27(2015)年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、その目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。

### 持続可能な開発目標

SDGs (Sustainable Development Goals)  
○17のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲット(達成基準)から構成。

○**貧困や飢餓から環境問題、経済成長やジェンダーに至る広範な課題が網羅されており、豊かさを追求しながら地球環境を守り、「誰一人取り残さない」ことを強調し人々が人間らしく暮らしていくための社会基盤を2030年までに達成することが目標。**



## 日本の動き

日本では、平成 28（2016）年 5 月に内閣総理大臣を本部長とする推進本部が設置、12 月に SDGs 実施指針が策定され、SDGs 実現のための取組の推進が図られてきました。そして、教育分野においても平成 29（2017）年告示の新学習指導要領には、一人一人の児童生徒が「持続可能な社会の創り手」となることが明記され、学校にはその育成が求められています。このことは、「教育は、持続可能な社会の創り手として求められる『知識及び技能』『思考力、判断力、表現力等』『学びに向かう力、人間性等』を育むことにより、地域や世界の諸課題を自分事として考え課題解決を図る人材の育成に寄与し、SDGs の 17 全てのゴールの達成の基盤を作るという極めて重要な役割を担っている」※1 ということを意味しています。

### 新学習指導要領（平成 29（2017）年告示）前文より

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童（生徒）が自分の可能性を認識するとともにあらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、**持続可能な社会の創り手**となることができるようにすることが求められる。

## 佐野市の動き

本市でも「SDGs 持続するまち佐野の実現」を目指し、SDGs を原動力の一つとした地方創生の推進を図っていますが、この「**持続可能な社会**」という考えは、本市の偉人「田中正造」が 100 年以上も前に訴えた思想「**真の文明は 山を荒らさず 川を荒らさず 村を破らず 人を殺さざるべし**」という「**真の文明**」論に繋がるものです。

### 佐野市の偉人 代議士・田中正造（1841 年～1913 年）

**真の文明は 山を荒らさず 川を荒らさず  
村を破らず 人を殺さざるべし**

明治時代に起きた「足尾銅毒事件」。足尾銅山で行う採掘や精錬作業等により周辺の山が荒れ、川が汚染され、農作物等に甚大な被害が出ました。正造は河川流域の人々の窮状を訴え、当時の政府等と一生を捧げて闘い続けました。

この言葉は正造が晩年に日記に記した文明の在り方を問う言葉です。今、私たちは効率や快適さ、便利さ等を追求してきた文明観を変えなければならない岐路に立たされています。正造の「真の文明」論は、人命の尊重や自然との共生など、世界共通の目標である「持続可能な社会」を実現する上で基盤となる考えを示しています。



環境問題に留まらず貧困、平等など私たちが抱える様々な課題の解決に向け取り組み、持続可能な社会を築いていくことは、全ての人々の責務です。本市では「田中正造」の思想でもあり、日本や世界が目指す今後の社会の在り方でもある「持続可能な社会」の創り手を育むことを本市教育の根幹に据え、教育行政を推進していきます。

※1 「SDGs 実施指針改定版」平成 28（2016）年 12 月 22 日 SDGs 推進本部決定より引用

参考資料 SDGs（世界を変える 17 の目標）

|                                                                                                                     |                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1</b> 貧困をなくそう<br>               | <b>目標1【貧困】</b><br>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる                                                      | <b>2</b> 飢餓をゼロに<br>          | <b>目標2【飢餓】</b><br>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する                                           |
| <b>3</b> すべての人に健康と福祉を<br>          | <b>目標3【保健】</b><br>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する                                            | <b>4</b> 質の高い教育をみんなに<br>     | <b>目標4【教育】</b><br>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する                                           |
| <b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう<br>         | <b>目標5【ジェンダー】</b><br>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う                                           | <b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に<br>   | <b>目標6【水・衛生】</b><br>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する                                                |
| <b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに<br>    | <b>目標7【エネルギー】</b><br>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する                                | <b>8</b> 働きがいも経済成長も<br>      | <b>目標8【経済成長と雇用】</b><br>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する          |
| <b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう<br>     | <b>目標9【インフラ、産業化、イノベーション】</b><br>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る             | <b>10</b> 人や国の不平等をなくそう<br> | <b>目標10【不平等】</b><br>各国内及び各国間の不平等を是正する                                                             |
| <b>11</b> 住み続けられるまちづくりを<br>      | <b>目標11【持続可能な都市】</b><br>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する                                 | <b>12</b> つくる責任 つかう責任<br>  | <b>目標12【持続可能な消費と生産】</b><br>持続可能な生産消費形態を確保する                                                       |
| <b>13</b> 気候変動に具体的な対策を<br>       | <b>目標13【気候変動】</b><br>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる                                               | <b>14</b> 海の豊かさを守ろう<br>    | <b>目標14【海洋資源】</b><br>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する                                           |
| <b>15</b> 陸の豊かさも守ろう<br>          | <b>目標15【陸上資源】</b><br>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する | <b>16</b> 平和と公正をすべての人に<br> | <b>目標16【平和】</b><br>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
| <b>17</b> パートナリーシップで目標を達成しよう<br> | <b>目標17【実施手段】</b><br>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する                                 |                           |                                                                                                   |

## 5 本市教育の基本理念に基づく基本的方向

本市教育の基本理念のもと、今後4年間（令和4（2022）年度～令和7（2025）年度）の本市教育が目指す基本的方向を7つ設定します。

### 基本的方向1【特色ある教育と心の教育の推進】

○特色ある教育と心の教育の推進により、子どもたちに新しい時代に必要な資質・能力の育成を図ります。

次代を担う子どもたちには、変化の激しい社会をたくましく生き抜き、持続可能な社会の創り手として成長していくことが必要とされています。そのためには「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成」※1という視点が重要とされ、必要な資質・能力の育成を図ることが求められています。

本市では子どもたちが幼稚園教育要領等（平成29（2017）年告示）に示されている資質・能力の基礎の育成、学習指導要領（平成29（2017）年告示）に示されている資質・能力を確実に育成できるよう確かな学力の育成に向けた教育の充実に努めます。また、道徳教育の充実や人権教育の推進等により豊かな心の育成を図るとともに、学校保健や体育活動の充実等により健やかな体の育成を図ります。さらに、外国語教育等のグローバル化に対応する教育、特別支援教育や不登校児童生徒への支援等の多様なニーズに対応した教育、幼小連携や小中一貫教育等の連続性・一貫性のある教育など、子どもたちが新しい時代に必要な資質・能力を身に付けるために必要な教育や取組を推進していきます。

### 基本的方向2【安全・安心で良好な教育環境の整備】

○子どもたちの安全・安心と学びが保障される教育環境や教職員にとって良好な教育環境を整備します。

学校教育の質を高め、子どもたちの可能性を引き出すためには、子どもたちにとって安全・安心で学びが保障される教育環境が必要です。その教育環境とは、望ましい学校規模が確保されていること、学校施設・設備機能の更新と充実が図られていること、ICT環境の整備と活用が図られていること、通学路の安全対策が講じられていること、学びのセーフティーネットが構築されていること、学校の危機管理体制が確立されていることなどが挙げられます。また、教育の担い手である教職員が子どもたちとしっかりと向き合い、いきいきと教育活動に従事できるよう働き方改革を通して環境づくりを進めていくことも大切な教育環境の整備となっています。

本市では市立学校の適正規模・適正配置の推進や教育の情報化の推進と情報セキュリティの確保を始めとする子どもたちの安全・安心と学びが保障されるとともに、教職員にとっても良好な教育環境につながる取組を計画的に推進していきます。

※1 第3期教育振興基本計画（平成30（2018）年6月15日 閣議決定）より引用

## 基本的方向3【教育を支える地域づくりの推進】

○教育を支える地域づくりの推進を図り、子どもたちの豊かな学びや成長を支えます。

家族形態の変容等による家庭や地域の教育力の低下が叫ばれるようになり、学校や子どもを取り巻く問題の複雑化・困難化が指摘されるようになりました。そうした問題に対応するためには学校だけでなく、家庭や地域が組織的・継続的に連携・協働し社会総掛かりで教育に関わることが必要とされています。その仕組みとして登場したのがコミュニティ・スクールと地域学校協働活動であり、全国の多くの学校で取り入れられ様々な取組がなされています。

本市でも、その重要性を捉え、令和2（2020）年度に開校したあそ野学園義務教育学校にコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を推進する学校地域応援団を導入しました。令和8（2026）年度までに市内全校へコミュニティ・スクールと学校地域応援団を導入する予定であり、そのための体制整備を計画的に進めていきます。本取組を通して「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」を推進していきます。

## 基本的方向4【生活を豊かにする生涯学習の推進】

○人生100年時代を見据えた生活を豊かにする生涯学習を推進します。

生活環境や食生活・栄養状態の改善、医療技術の進歩による平均寿命の伸長により、人生100年時代の到来が予測されています。人生100年時代では「生涯にわたり必要な知識や技能、技術を学び、活用し、知的・人的ネットワークを構築し、人生の可能性を広げて新たなステージで活躍するというサイクルの実現し、人生を豊かに生きられる環境を整備すること」※1が求められています。

本市では、生涯にわたり学び続け、自己実現を図る生涯学習を推進するために、まず、義務教育段階で、学ぶことの楽しさを味わい、生涯学び続ける力の基礎を培います。そして、社会の変化や市民の多様なニーズを踏まえた学習機会の充実や学んだ成果を生かす機会の提供等の充実を通して、子どもから高齢者まで、そのライフスタイルに合わせて、生活を豊かにする生涯学習の推進に努めます。

## 基本的方向5【スポーツへの参画の推進と次世代アスリートの育成】

○豊かなスポーツライフの実現に向け「する」「みる」「ささえる」視点からスポーツ参画の推進と次世代アスリートの育成を図ります。

スポーツは人間の身体的・精神的な欲求に応えるとともに、人と人をつなげ、人生をより豊かにするものです。また、スポーツは心身の健全な発達や活力ある社会の形成にも深く関与し、「する」「みる」「ささえる」の視点からスポーツに参画し生涯にわたってスポーツに親しむことは大変重要です。

※1 第3期教育振興基本計画（平成30（2018）年6月15日 閣議決定）より引用

本市では、生涯スポーツの基礎づくりとして、子どもたちがスポーツの楽しさや喜び、感動や共感を味わう経験を積むことができるよう、スポーツに取り組む機会の充実を図るとともに、トップアスリートの競技を観戦したり、スポーツボランティアとして大会運営に関わったりする機会の充実に取り組んでいます。また、本市のアスリートが全国大会等で活躍する姿は、市民に夢や感動を与え、スポーツへの関心を高めてくれます。本市出身のトップアスリートの育成に向け、スポーツ指導者登録制度の構築を図るとともに指導者を部活動へ派遣する等の取組を推進していきます。

## 基本的方向6【文化芸術活動の推進】

### ○地域の文化力向上に向けた文化芸術活動を推進します。

文化芸術はゆとりと潤いを実感し心豊かな生活を実現していく上で大切な役割を果たします。また、個人やコミュニティの構成員としての誇りやアイデンティティを形成する心のよりどころとなるものであり、社会的財産です。

本市では、文化協会を中心に様々な団体が活動を行うほか、市民文化祭等の実施により、市民の文化芸術に対する意識の高まりにつながっています。また、地域文化の活性化には、文化の担い手となる人づくりが重要となります。多様で魅力的な文化活動を実践する人々や団体などの育成、支援を通じて、市民の文化芸術活動の活性化を図ります。

その他、文化資源を本市の“宝”とし、「天明鋳物」等、特色ある資源を積極的に活用することで市民へより一層の理解と愛着を促すなど、文化資源の活用による地域の活性化を進めます。

## 基本的方向7【歴史・文化資源、豊かな自然の継承と活用】

### ○佐野市の誇る歴史・文化資源や豊かな自然を保存・活用し、郷土への愛情と誇りを育みます。

本市には国指定史跡である唐沢山城跡など、その長い歴史の中で生まれ、育まれ、守り伝えられてきた貴重な歴史・文化資源が数多く存在しています。これらは本市の歴史、伝統、文化などの正しい理解のために欠くことのできないものであり、本市の文化の発展の礎をなすものです。

本市では、文化財の保存・活用を図り後世に残していくとともに、貴重な歴史・文化資源への市民の理解を深め、郷土の歴史・文化への関心を醸成し、故郷への誇りと郷土愛を育む取組を推進していきます。

## 佐野市の豊かな自然②

蕎麦畑



唐澤山神社の紅葉



秋

金蔵院の紅葉



磯山弁財天



朝日森天満宮の梅



冬

梅林公園の梅



## 6 施策の展開

### 佐野市教育振興基本計画 施策体系図

基本理念

基本的方向

基本施策

豊かな学びを通して ふるやことを愛し 持続可能な社会の創り手を育む佐野市教育

#### 1 特色ある教育と心の教育の推進

- 1 確かな学力の育成に向けた教育の充実
- 2 豊かな心の育成に向けた教育の充実
- 3 健やかな体の育成に向けた教育の充実
- 4 グローバル化に対応する教育の充実
- 5 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進
- 6 連続性・一貫性のある教育の推進
- 7 主体的に社会に関わる力の育成に向けた教育の推進
- 8 科学技術の基盤となる教育の推進
- 9 教職員の資質・能力の向上

#### 2 安全・安心で良好な教育環境の整備

- 10 市立学校の適正規模・適正配置の推進
- 11 安全・安心で快適な学校施設の整備
- 12 安全を守り、学びを保障する取組の推進
- 13 教育の情報化の推進と情報セキュリティの確保
- 14 学びのセーフティーネットの構築と充実
- 15 教職員がいきいきと教育活動に取り組める環境づくり

#### 3 教育を支える地域づくりの推進

- 16 「地域とともにある学校づくり」への体制整備の推進
- 17 地域との連携・協働のための取組の推進
- 18 家庭教育支援の推進

#### 4 生活を豊かにする生涯学習の推進

- 19 生涯学習の情報や機会の提供
- 20 生涯学習の成果を活かす取組の充実
- 21 青少年の健全育成の推進

#### 5 スポーツへの参画の推進と次世代アスリートの育成

- 22 生涯スポーツの基礎づくりの推進
- 23 次世代アスリートの育成の推進

#### 6 文化芸術活動の推進

- 24 文化芸術に触れる機会の充実
- 25 文化資源の有効活用
- 26 文化芸術施設の基盤強化

#### 7 歴史・文化資源、豊かな自然の継承と活用

- 27 歴史・文化資源の調査と適切な保存・継承・活用
- 28 歴史・文化資源や豊かな自然への理解促進と人材育成

## 基本的方向1【特色ある教育と心の教育の推進】

○特色ある教育と心の教育の推進により、子どもたちに新しい時代に必要な資質・能力の育成を図ります。

### 施策1 確かな学力の育成に向けた教育の充実

#### 主な取組

- (1)学習指導要領の着実な実施に向けた取組の推進
- (2)各種学力調査の結果に基づいた学力向上の推進
- (3)読書活動の推進
- (4)生きる力の基礎を育む幼児教育・保育の充実

### 施策2 豊かな心の育成に向けた教育の充実

#### 主な取組

- (1)道徳教育の充実
- (2)人権教育の推進
- (3)いじめ、問題行動等防止対策の推進
- (4)体験活動の充実
- (5)読書活動の推進【再掲】

### 施策3 健やかな体の育成に向けた教育の充実

#### 主な取組

- (1)体力の向上に向けた体育活動の充実
- (2)基本的な生活習慣の確立に向けた取組の推進
- (3)学校保健の充実
- (4)食育の推進

### 施策4 グローバル化に対応する教育の充実

#### 主な取組

- (1)外国語教育の充実
- (2)異文化体験の充実
- (3)伝統と文化を尊重する教育の充実

### 施策5 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進

#### 主な取組

- (1)特別支援教育の充実
- (2)不登校児童生徒への支援の充実
- (3)帰国した児童生徒・外国人児童生徒への支援の充実

## 施策 6 連続性・一貫性のある教育の推進

### 主な取組

- (1)小中一貫教育の推進と充実
- (2)小中高連携、幼小連携の推進

## 施策 7 主体的に社会に関わる力の育成に向けた教育の推進

### 主な取組

- (1)キャリア教育の推進
- (2)主権者教育の推進
- (3)消費者教育の推進
- (4)環境教育の推進
- (5)SDGs と関連付けた ESD の推進

## 施策 8 科学技術の基盤となる教育の推進

### 主な取組

- (1)理数教育の充実
- (2)情報活用能力の育成

## 施策 9 教職員の資質・能力の向上

### 主な取組

- (1)教職員研修の充実
- (2)調査研究等の充実

## 基本的方向 2【安全・安心で良好な教育環境の整備】

○子どもたちの安全・安心と学びが保障される教育環境や教職員にとって良好な教育環境を整備します。

## 施策 10 市立学校の適正規模・適正配置の推進

### 主な取組

- (1)佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画(後期計画)の推進

## 施策 11 安全・安心で快適な学校施設の整備

### 主な取組

- (1)学校施設の計画的な維持管理
- (2)学校施設・設備の保全と充実
- (3)予期せぬ危機への迅速な対応の推進

## 施策12 安全を守り、学びを保障する取組の推進

### 主な取組

- (1)安全教育・防災教育の推進
- (2)通学路の安全対策の推進
- (3)学校給食の安全衛生管理の徹底
- (4)感染症や災害を乗り越えて学びを保障する取組の推進

## 施策13 教育の情報化の推進と情報セキュリティの確保

### 主な取組

- (1)学校教育の質の向上に向けた ICT の活用の推進
- (2)情報セキュリティの確立と徹底

## 施策14 学びのセーフティーネットの構築と充実

### 主な取組

- (1)虐待の早期発見・早期対応
- (2)就学援助制度の充実
- (3)奨学金制度の充実

## 施策15 教職員がいきいきと教育活動に取り組める環境づくり

### 主な取組

- (1)学校における働き方改革の推進
- (2)教職員の心身の健康の保持増進
- (3)学校支援体制の充実

## 基本的方向3【教育を支える地域づくりの推進】

○教育を支える地域づくりの推進を図り、子どもたちの豊かな学びや成長を支えます。

## 施策16 「地域とともにある学校づくり」への体制整備の推進

### 主な取組

- (1)コミュニティ・スクールの推進
- (2)地域主体の学校支援ボランティア活動の推進  
(学校地域応援団)

## 施策17 地域との連携・協働のための取組の推進

### 主な取組

- (1)地域の力を生かした教育活動の推進
- (2)地域連絡協議会の推進
- (3)学校や市教育委員会からの情報発信の充実

## 施策18 家庭教育支援の推進

### 主な取組

- (1)子育てに関する学習機会・相談機会の充実
- (2)地域ぐるみによる子育て活動への支援の推進
- (3)子どもの居場所づくりの支援の推進

## 基本的方向4【生活を豊かにする生涯学習の推進】

○人生100年時代を見据えた生活を豊かにする生涯学習を推進します。

## 施策19 生涯学習の情報や機会の提供

### 主な取組

- (1)生涯学習に関する情報提供の充実
- (2)多様化する学習ニーズに対応した学習機会の提供
- (3)高等教育機関や近隣の自治体との連携の推進
- (4)生涯学習施設の充実

## 施策20 生涯学習の成果を活かす取組の充実

### 主な取組

- (1)生涯学習の成果を発表、活用できる機会の充実
- (2)生涯学習の指導者の発掘と育成の推進

## 施策21 青少年の健全育成の推進

### 主な取組

- (1)青少年の交流機会の充実
- (2)青少年による地域活動やボランティア活動の推進

## 基本的方向5【スポーツへの参画の推進と次世代アスリートの育成】

○豊かなスポーツライフの実現に向け「する」「みる」「ささえる」視点からのスポーツへの参画の推進と次世代アスリートの育成を図ります。

## 施策22 生涯スポーツの基礎づくりの推進

### 主な取組

- (1)子どもたちがスポーツに親しむ機会の充実
- (2)感染症を乗り越えスポーツをする機会を生み出す取組の推進

施策 23 次世代アスリートの育成の推進

主な取組

(1)ジュニア選手の育成の推進

基本的方向 6【文化芸術活動の推進】

○地域の文化力向上に向けた文化芸術活動を推進します。

施策 24 文化芸術に触れる機会の充実

主な取組

(1)本物の文化芸術を体験する機会の提供  
(2)文化芸術活動団体との連携・支援  
(3)感染症等を乗り越え文化芸術に触れる機会を生み出す取組の推進

施策 25 文化資源の有効活用

主な取組

(1)天明鋳物の魅力を広める取組の推進  
(2)郷土芸能の保存と継承への支援の充実  
(3)美術館による文化資源の有効活用

施策 26 文化芸術施設の基盤強化

主な取組

(1)文化芸術施設の計画的な整備改修の推進  
(2)各文化芸術施設の利用促進

基本的方向 7【歴史・文化資源、豊かな自然の継承と活用】

○佐野市の誇る歴史・文化資源や豊かな自然を保存・活用し、郷土への愛着と誇りを育みます。

施策 27 歴史・文化資源の調査と適切な保存・継承・活用

主な取組

(1)文化財等の調査及び保存・継承の推進  
(2)唐沢山城跡等の適切な保存整備と活用の推進

施策 28 歴史・文化資源や豊かな自然への理解促進と人材育成

主な取組

(1)歴史・文化資源の理解促進  
(2)ふるさとの歴史や自然に触れる機会の充実